

五月三日の会通信

16

神戸から
岡山から
徳島から
東京・関東学院大学から
京都から

43 37 16 8 1

1974. 1

神戸から

資料 1

更生^正申立書

昭和四十六年(モ)第八三九号事件

債権者

国

松 下 昇

前記事件に関して神戸地方裁判所第三民事部が、昭和四十八年六月十三日に当事者の一部に交付した判決文に対し、民事訴訟法第一九四条により、少くとも次の点について更生^正を申し立てる。

なお、これと同時に、とりあえず控訴申立書も提出するが、更生申立に対する決定のあとで、あらためて控訴申立理由書を作成・提出するので、留意されたい。

一、判決文の第十三丁裏の最終行から第十四丁表の第一行、第十四丁裏の最終行から第十五丁表の第一行、第十五丁裏の最終行から第十六丁表の第一行、

へそれぞれ移行する記述が非連続であり、解説(不)可能である。

二、債権者側の代表者については変更通知がなく、代理人の一人は訴訟代理権が消滅しているはずであるにもかかわらず(疎明資料参照)、判決文にそのまま記載されており、一方、債権者側への補助参加人としては二名を除いて多数の者が、債権者側への補助参加人一名と共に記載されておらず、判決文もうけとっていない。

三、判決文には民事訴訟法一九一条に規定されている裁判官の署名、捺印がない。また、判決文には、他の二名の裁判官は転任のため署名、捺印しえない、という内容の記載があるけれども、裁判長が公判過程で何度も、三月までに三名で判決を出したいと要望していたからこそ債権者側は二月に最終口頭弁論をおこなったのである。判決が大幅に遅れたことの釈明を求めると共に、もし、三名で判決を構想したのであれば、転任後といえども三名の署名、捺印を、もし、それができないとしても、判決当日に出廷していた三名の裁判官の署名、捺印を要求する。

昭和四十八年六月二七日

神戸地方裁判所第三民事部御中

債権者 松 下 昇

控訴申立書

昭和四六年(七)第八三九号事件

債権者 国

債務者 松下昇

前記事件に関して神戸地方裁判所第三民事部が昭和四八年六月十三日におこなった判決をとります、との判決を求める。
なお、追って控訴申立理由書を提出する。(註)

昭和四八年六月二十七日

債務者 松下昇

(住所・神戸市灘区赤松町一―)

大阪高等裁判所御中

註。一、判決に対する更生申立書を提出しているのでその決定が必要である。

二、六月二〇日の家宅捜査で本件申立に必要な文書で散逸したり押収されたりしたので、それらの返還、復元が必要である。(疎明資料参照)

(大)第六七四八号

訴訟代理権消滅通知書

中島 揚 一

右の者の左記事件についての訴訟代理権が消滅したことを通知する。

記

神戸地方裁判所 昭和四六年(7)第五四四号

占有度にもとづく妨害排除請求事件

昭和四八年五月式九日

田中伊三次 印

資料3

昭和四八年(七)第七七二号

決定

債権者 国

債務者 松下昇

右当事者間の昭和四六年(七)第八三九号仮処分異議申立事件について、当裁判所が昭和四八年六月一三日なしたる判決について債務者から更正決定の申立があったが、いずれもその理由がないので次のとおり決定する。

主 文

本件更正決定の申立はこれを却下する。

昭和四八年六月二十九日

神戸地方裁判所

裁判長裁判官 山田 鷹 夫

裁判官 大田 朝 章

裁判官 片岡 博

右は正本である。

神戸地方裁判所 印

第三民事部 書記官 某(人定できず)

資料4

控訴申立理由書

昭和四六年(七)第八三九号事件

債権者 国

債務者 松下昇

すでに本年六月二十七日付で控訴申立の意志表示をおこなったが、その際、控訴申立理由書を追って提出しなければならない条件として

一、判決に対する更生申立書に関する決定
二、六月二十日の家宅捜査で散逸したり押収されたりした文書の返還、復元の

を示しておいた。しかし、現在に至るまで、いずれの条件もみだされておらず、それどころか、六月二十八日、二十九日におわたって更に広範な家宅捜査がおこなわれている。

このような控訴申立を抑圧する情況総体を転倒するためにも、ここに具体的な判決内容の批判を含めて控訴申立理由書を提出する。

一九七三年七月三日

債務者 松下昇

大阪高等裁判所御中

債務者が、貴裁判所に申し立てる控訴の内容は法的水準に投影し

てのべれば

本件判決を更生申立書の趣旨に従って更生させ、判決をとり消し、仮処分申請を却下し、直ちに本件研究室を債務者に使用させ、損害賠償を含めて訴訟費用を債権者の負担とする。という裁判の要求である。

以下でおこなう判決批判の第一、第二、第三……の各項目は、意図的に判決の各項目に対応させてあるから留意されたい。

第一、判決によれば、当事者の求めた裁判として、債務者の項目に
1、2、3の記載があるが、債権者は、このような項目をはるかに越える内容を、すでに、公判に先立つ仮処分異議申立書、(昭和四六年四月十二日)の中でおこなっており、公判過程で一層ゆたかに展開してきた。この点からだけでも判決はその基礎を失っている。

第二、当事者の主張の要約方法について

一、判決は債権者の申請の理由を1-6の項目に要約しているが、その主要な部分は処分説明書の丸うつしであって、これ自体は別紙目録の水準での研究室問題をみださざるをえない要素につきうごかされている証拠であるからわるくはないとしても、後にもるようにそれらの核心にふれる判断をなしていないために、処分理由を追認する役割をもってしまっている。また、判決の中では現在すでに意味を失っている項目をそのまま記載している箇所がある。(例。5、保金の必要性について、の項目のうち、「」教官が本件研究室に入室す

ることになっているが、いまだ入室できないでいる。」とあるが、ここで指名されている教官は、すでに神戸大学にイヤ気がさして転任している。〜かりに債権者の主張をそのまま記載したのだとしても、それならば、その内容が現在までのように変化しているかをあらためて把握する必要があることはいうまでもない。この一例は、いみじくも判決の不可能性と入室の不可能性を象徴している。

二、債務者側の答弁および主張の要約方法にも重大な欠損がある。判決では債務者に対する処分理由の第一項目（申請の理由2の(一)にあたる）に対する反論を記載していない。この項目にかかわる（情況八の発言√（一九六九年二月二日）こそ、全ての処分Ⅱ起訴Ⅱ…理由の出発点であるから、この部分について判決から記載が欠損しているのは致命的であり、処分理由の全体を把握しえないことの証明である。さらに、処分理由の十二項目について、速記録から明らかにならない、根底的かつ示唆的な反論がおこなわれているにもかかわらず、判決では「正当な(?)」処分理由とはなり得ない。」と反論したかのように歪曲されている。処分理由批判以外の項目についても、判決では一応2、3、4の項目で要約はしているものの、債務者が、昭和四八年二月二日付で提起した最終的な、ないものかへの準備書面という意味をもこめた文書の内容の、主要な部分は全て省略し、主張の要約として記載することすら回避している。これは、判断を回避する準備としかいいようがない。

第三、証拠関係

三、処分理由の内容について判決は、十二項目のただ一つ（0点採点）についてだけ、一応の公平さを仮装して「不当である」としているものの、他の項目については判断を停止してしまっている。もし任意の関心ある者が公平に公判記録をよむならば、処分の内容に「重大かつ明白な瑕疵がある」ことを認めるであろう。

四、この項目で判決は法規を羅列するばかりで、債務者が異議申立書三にのべたこと、すなわち、債権者の処分、申請の手続き内容のみならず、それが、大学闘争の展開の中でどのような根拠をもち、他に想定しうる解決方法の中で、どのような位置を占めるかを重視せよ、という問いかけに全くこたえていない。判決は債務者の主張に対しては「そのような事実があったとしても、本件処分に必要な手続の瑕疵となるとは認められない。」といて逃亡し、自ら事実の追求を中断しておきながら、債務者に有利な事実性は「これを認めるにいたる証拠がない。」などと居直っている。

五、研究室使用継続の慣行についても、乙四号証や債務者の証言から明らかであるにもかかわらず、「本件全疎明によるも右慣行が存在することは認められない」とのべ、本件の全資料に目を通していないことを逆に暴露している。

六、この項目の冒頭「そこで、更に進んで仮処分の必要性につき判断するに」は、おどろくべき飛躍である。少くとも、自らが、債務者の主張として要約した4の項目、すなわち「研究室は本当に不足しているのか」「研究室使用と妨害は、ど

債権者側の証人は速記録から明らかのように証言を撤回しているから、証人が意味をもったとは認めがたい。一方、債務者側の証人として二名しか記載されていないけれども、他に無数の証人があったし、現在も増加しつつある。

さて、判決理由の批判を白々しい気持を越えておこなってみよう。ここでも項目を意図的に対応させる。

一、「申請の理由」記載の事実が債務者において明らかに争わない」どころか、すでに仮処分異議申立書の理由五、を中心にして全公判過程で明確に提起したものであり、これに気付かない裁判官は判決能力の欠如を自白したものとみなざるを得ない。

二、債権者側証人の証言によって真正に成立したものと認められている甲第一、二、十二、十三号証および同証言、という記載の中には何番もの虚偽がある。これらの証拠は全て未知とされたものであり、とくに、甲第十二、十三号証（広報二十二、二十五号）は、その内容のデタラメぶりが、証言によって余りにも明らかになったために、債権者側は、その採用を控えたほどのシロモノである。また債権者側証人は昭和四七年六月二日の証言の終りの方で、評議会段階（大学管理機関とされ、甲第一、二号証である懲戒処分書、処分説明書の作成機関でもある）の証言を全てと下げると証言しているのである。その上、債務者の要求した事項（証言の続行、教授会・評議会の議事録・テープの公開など）は実現されていないから、どう考えても債務者が処分を受けたとは認められない。

ういう関係にあるか」という問題を判決から除去している。おそらく、これを判断すれば、国側の申請理由が完全に崩壊してしまふことを（無）意識のうちに怖れたためと考えられる。

七、従って、どのような点からも本件判決は不当であるといわざるをえない。なお、今まで述べた部分で、公判記録のどの箇所を参照すればよいかについては、必要があればいつでも追加するし、口頭弁論で更に詳細に提起する。

第五、以上のように判決内容に即して批判してきたが、冒頭でものべたように、本来、更生申立に対する決定がなされていず、なされたとしても（註）申立内容は実践されていないので、完結した判決は永続的に存在しない。また、六月十三日以後に（しよ）参加申立て（しよ）を提却している人を含めてあらゆる（しよ）…申立八が追加・補充されるであろうことをのべておく。

（注。更生申立に対する六月二十九日は決定はこの文書作成直後の七月三日に到着。）

第六、何よりも、いま提起すべきことは…:

控訴申立への不可欠の内容として次の表現過程を必ず検討し、判断していく必要がある。

米 判決当日の八研究室√再占拠闘争に際して存在を確認された八 √焼のフネと紙ヒコキ。その後ともされた赤提灯。これらが越えてきた風景の全て。

米 債務者の名前を媒介にして六月二〇日、二八日、二九日に全国的におこなわれた家宅捜査（この空間性こそ八研究室√の領域を暗示する。）によって押収された物件の全て。

米 は、いま、どこにあるか、という問いそのもの。
資料5

即時抗告申立書

昭和四八年(七)第七七二号事件

申立人

神戸市灘区赤松町一丁目一番地

松下昇

記

昭和四六年(七)第八三九号事件に関する神戸地方裁判所第三民事部の昭和四八年六月十三日の判決に対して、申立人から六月二七日に更生申立をおこなったが、原裁判所は六月二九日付で却下を決定した。この決定は以下の点で誤っているので即時抗告をおこない、決定をとり消すとの裁判を求めらる。

申立理由

- 一、前記決定は更生申立の内容に全くふれないまま却下を決定しているが、これはもし判断すれば、判決が根底から崩壊することを怖れているからである。
- 二、決定書の記載には、「いずれもその理由がない」という解説(一)不能な語句があるので、この点についての(八)更生Vが、さらに必要である。
- 三、更生申立は控訴申立と重要な関連があるにもかかわらず、これを無視して決定がおこなわれている。

昭和四八年七月四日

昭和四六年(七)第八三九号事件債務者
松下昇

大阪高等裁判所御中
資料6

昭和四八年(五)第二五〇号

決定

神戸市灘区赤松町一丁目一番地

抗告人 松下昇

主文

本件抗告を却下する。
抗告費用は抗告人の負担とする。

理由

職権をもって、本件抗告の適否につき判断する。一件記録によれば、昭和四八年六月一三日神戸地方裁判所が債権者団、債務者抗告人間の同庁昭和四六年(七)第八三九号仮処分異議申立事件についてなした判決に対し、抗告人から民法一九四条にもとづく更正決定の申立がなされたところ、同裁判所は昭和四八年六月二九日右申立は理由がないものとして、これを却下したことが明らかである。しかし、裁判所が自己の判決に同条所定の明白な誤謬がないものとして更正決定の申立を却下した場合には、該決定に対して、即時抗告はもろろん通常抗告をなすこともまた許されないものと解するのが相当であるから、結局抗告人には抗告権がなく、本件抗告は不適法として却下を免れない。

よって、抗告費用は抗告人に負担させることとして主文のとおり

決定する。

昭和四八年九月二〇日

大阪高等裁判所第八民事部

裁判長裁判官

増田幸次郎

裁判官

西内辰樹

裁判官

三井喜彦

右は正本である。

昭和四八年九月二一日

大阪高等裁判所

裁判所書記官

奥山弘

資料7

特別抗告申立書

申立人

松下昇

記

申立の趣旨
大阪高等裁判所第八民事部が、申立人の即時抗告申立に対して本年九月二〇日におこない、九月二五日に到着した却下決定(昭和四八年(五)第二五〇号)および、神戸地方裁判所第三民事部が、申立人の更八正V申立に対して本年六月二九日におこなった却下決定(昭和四八年(七)第七七二号)をとり消し、同地方裁判所第三民事部が本年六月十三日に申立人を債務者とする事件に対しておこなった判決、

(昭和四六年(七)第八三九号)を、申立人が本年六月二七日に提起した申立の趣旨に従って更八正Vする、との裁判を、少くとも民事訴訟法第四一九条の二にもとづいて申し立てる。

申立の理由

すでに本年七月四日に提起した即時抗告申立書にのべてある内容に対して何一つ判断を示さずに却下決定のおこなわれたこと自体が、特別抗告申立の理由を形成してしまっている。

……いまは、断片を記すだけでも十分すぎる。九月二〇日付の却下決定は、裁判所が自己の判決に誤謬がないものとして更正申立を却下した場合には抗告権がない、という内容の主張をしているが、この主張は矛盾の自己完結とでもいうべきもので、何人をも納得させることはできないであろう。

申立人の提起した問題に対して、判決および六月二九日付却下決定をおこなった地方裁判所が何かの怖しさに耐えかねて判断を停止し逃亡することは、二年間にわたる公判の過程から推測できるとしても、高等裁判所が、これをそのまま追認するのは、抗告制度に象徴される法の運用そのものの解体を暗示しているのではないか？

もし、そうでないというのであれば、最高裁判所がその範例を公開することを要求する。それなしには、憲法、とりわけ、その第三条(裁判を受ける権利)を空洞化していることが公開されるだけである。

一九七三年九月二五日

神戸市灘区赤松町一丁目一番地

松下昇

最高裁判所御中

孤立の質が軽ければ他人も視えない

私は社会的被告である。(宮沢賢治)

萩原勝

(岡大教養部ドイツ語講師)

岡山教授連絡センターを解散するにあたって、岡山教授通信・慶刊号(72・7・25)に同じ標題で書いた文章に加筆したものである。

生活の総体といったこと、それはいつも非可視の関係の総体(全関連)だが、生活することそのことの総体の意味が問われている。自覚的(つまり、对象的)に意識しているといえないとにかかわらず非可視の関係の総体を毎日生きている私たち各人の生活の個としての質はこの質が自らにまた相互に問われる度合に応じて一そうのこと対象化ぬきにそのままコミュニケーションできるとか、また、他人と交換できるといったものではなくなるが、にもかかわらず、この個の生活の質の伝達不能、交換不能といったことにおいてこそ、個における他人とのかかわり、関係の共同の原点、開かれた関係、非可視といった問が開かれて現実性を増すのであり、つまり、生活の非可視の関係の総体の問がその非可視の広がりそのまま状況として拡大

してきた。

69-70年の告発の状況(ひとまず岡大紛争-大学紛争としておく)の意味を以上の問 関係の思考の問と聞いていいと思うが、公開した媒介として捉えるのだが、私に問うていけば、その状況の過程は孤立(既成の関係性・支配的幻想の解体)が非公開のうちに展開していた私の個の生活が非可視の総体(共同性)に晒され孤立が公開されてしまったという私の直接の生活過程としてあった。この公開された孤立という形で非可視のままに共有した状況とその状況の媒介的な意味を、つまり、私自身の生活過程を、私の生活過程においてさらに問い出し私がこの状況の共有性の非可視の本質として捉えざるを得なかった以上の問(関係の思考)を共同の問として状況のなかに拡大(対象化)してゆくこと、不特定多数の人たち(生活対象)の間で相互媒介的に共同展開すること(人間の相互媒介性を対象化してゆくこと)、というの、公開された孤立として捉えた幻想解体の状況そのものからいって、なにか特定の主体が状況を担うのではなく、不特定多数の人たちこそ状況を担う非可視の共同の主体(生活対象)だからだが、そして、この共同の主体が自分にとっても、また、相互にも非可視の主体であればこそこれを対象化(孤立の対象化)するための相互に開かれた共同の場を探し出してゆくこと、状況の問をそのようなものとして捉えた私の捉え(私の生活過程)を媒介として、また、この捉えを対象化する媒介過程として私は岡山教授連絡センター(以下センターと略称)を捉えた。

孤立そのことが開かれた関係、関係の共同の原点、他人とのかかわり、非可視の総体の前に立たされ晒されることであること、

孤立とは生存という現実の場総体として関係性(共同性)が解体するのであり、つまり、これまで支配的だった関係性(ブルジョワ幻想、ブルジョワ的な形態・対象化構造)の解体を公開(告発)した状況そのものに媒介されて(同時に幻想-知、対象化-生活そのことの総体的な捉え直し)、また、この状況の媒介の意味を捉えるために、生活という関係の非可視の総体、自分-他人-自然(存在)についての人間生存の共同の根拠の問を状況そのもの問として捉えてゆくこと、状況そのものの質、広がり、深度、方向性(感性)に対応しうるように、また、これを対象化しうる場として、不特定多数の人たち(生活対象)相互の間に開かれた共同の場を見つけて出し形成してゆく過程(他人へのかかわり、人間の相互媒介性、人間の回復、共同展開)の非可視の総和としてのセンターである。非可視の総和というのは相互に開かれた共同の場について現実的にも観念的にも先取りできるようなどんな図式(思想的図式)もないからだ、私に問うての以上のようなセンターの捉え方の基本は状況そのもの、私の生活過程、私において展開した非公開の孤立から公開された孤立への過程を他人(人間)の相互媒介性(人間の発見)において対象化してゆくこととした一つの試みであり(日常的であれ非日常的であれ、すべての問を人間の相互媒介性という問(還元して現実化・具体化すること)、また、状況がそのように私において展開したその状況から私自身に問われた現実的・生活的な共同(孤立の共有)の問である。それ自体これまで支配的だったブルジョワの関係性に捕われてあり、その幻想による人間疎外である反権力とか、反体制といった観念的立場(たとえば政治主義など)ではなく、生活することそのこと、生活そのものの媒介性を生活すること(生

活そのことが媒介を産み出しこれを現実的・具体的に提供、強制する。生活以外のこととはすべてどこか戯れではないか)、孤立において開かれた関係の共同の原点、生活という非可視の総体の生成すること、生まれた(生まれされた)その時から生きてきた。また、いま、ここで現実には生きている生活の時間-空間の総体、情念(生きられた生活の時間-空間の総和、疎外)の構造(共同性)を捉えてゆくこと(情念の対象化)、状況の問を関係(構造、総体、全体性、共同性)の思考として新たな関係の質、広がり、深度、方向性(感性)において捉えてゆくのである。ここには生活の日常性(たとえば食うこと)と生活の非日常性(たとえばことば)といった二元論的区別などはすでない。

さて、今日、救援とか救対といっても、やはり自己救援、自己救対といったことが自明の前提であるだろう。主体(人間)の共同の根拠が解体してしまっている状況において他人から救援、救対を受ける権利は自明のものとして一そうのことだれにもなくなるからだが、また、公開された孤立という状況(幻想-共同性の解放)からいって私たちは一そうのこと状況の問を一般論(たとえば反権力、反体制)や大義名分論(たとえば反権力、反体制)にはすりかえられなくなっているし、(共同性)を探すこと、事実、生活の個としてこの質はそれがどれほど自分自身にとって真理のようであるとしても対象化ぬきにそのまま真理、つまり、共有できるものではないし、他人とコミュニケーションも交換しうるものでもない。理屈でも観念でも主義でも一般論でも大義名分論でもない生活そのことの重み、生活することそのことの媒介性が不可避的に産み出してゆくさまざまな生存の危機、いまここで、現にそのように視え現われている生活

の生きてきた時間—空間の背後の総和、非可視の関係の総体がいま過去と未来（たとえば先祖と子孫といってもいい）へ広がる全体の方向性（つまり、共同性。情念—感性の全構造。疎外の対象化）として問われるのであり、救援とか救済といったこともそんな生活の個としての質における関係の総体、他人とのかかわり、人間生存—生活の非可視の関係の総体、共同の根拠（共同性）を相互媒介的に対象化してゆくための相互に開かれた共同の場の形成の過程としてこそ積極的に捉えられし、また、対象化されうる共同の現実的・実践的・実践的な問となる。対象化とは対象化を可能とする場を探すことである。さて、センター自体がセンターが存在するすでに以前に救援や救済の必要がせまられていた状況に不可避的に強いられ七〇年五月三〇日に発足したものであるが（形式的には岡大共同統一救済を前身として同統一救済、同被告団、弁護団等、また、私は含まれていなかったが、その他数名の個人の呼びかけで三カ月あまりの準備段階を経てセンターは正式に発足した）、しかし、救援や救済というものは決して自明のものではなかったから、救援や救済の活動を実際につづけながら、しかも、救援や救済はいかにすれば可能であるのかという状況における不特定多数の人たちの相互のかかわり、非可視の共同性の根拠、開かれた関係を見つけて出していくこと、いかにすれば状況は対象化されるのか、いかにすれば人間相互の媒介性を対象化して、これを共同展開しうるのか、人間の回復・発見、他人に真にかかわることができるよう状況の捉え方、というよりも、生存（生活）していることそのことにおいて、すでに他人と無数にかかわってしまっているという人間の共同存在の本質を対象化すること（新たな共同性の発見）、相互の間の開か

れた共同の場を形成してゆく非可視の過程として状況そのものへの対応の仕方を探し出すこと、一口にいって公開された孤立といった状況（幻想解体）を対象化すること、つまり、センターとはセンターの自己対象化の過程（状況—生活過程の自己対象化の過程）であること、ここにセンターの真の課題（状況のなかの位置づけ）があったし、また、いまもあると思う。

たとえば、思想からいっても運動からいっても、また、生きてきた生活過程からいっても、直接にはお互いに無関係な、あるいは、対立さえもしている他人に救援や救済という形で現実的・具体的にどのようなかかわるのかといった困難な問をセンターは最初からしよいこんだ。救援や救済の活動を自分（個人であれ集団であれ）にとって直接の、あるいは、自分に親近性のある一定の対象に限って〇〇救済とか△△救済会とするのであれば話は別だが、しかし、こちを救済してあつちを救済しないのではセンターにはならない。しかもセンターは状況総体に強いられて、状況の非可視の過程へのかかわりを探して発足したのであり、一定の対象（個人であれ、集団であれ、運動であれ、思想であれ）に奉仕するために発足したのではない。センターがセンターでありえ、また、ありつづけるためにはセンターはあくまでも状況総体に開かれたものであること、不特定多数の人たち（生活大衆）の間に開かれた相互媒介的な共同の場であること、共同展開の過程であること、その形成と展開のその時々過程の総和（総括）、自己対象化の過程の非可視の総和であること、不特定多数の人たち（生活大衆）こそ、その相互に開かれた共同の場を形成する自由な主体（共同主体）であって、ここでは何人も客体ではないこと、そして、開かれた関係としての自由な主

体（共同主体）の形成そのこと（非可視の共同主体の対象化）、そのように相互媒介的に開かれた呼応（人間の相互媒介性）においてセンターを状況そのものの媒介において運動させること、これらの問を状況の媒介に即してどう具体的に捉えてゆけるのかとさまざまに試みが行なわれた（逮捕された人たちへの差し入れ、弁護士への連絡、デモやその他の運動への参加、街頭でのピラマキ、街頭カンパ、警察や検察庁、裁判所への抗議、抗議面会、岡山の、また、岡山以外からの運動・情報の交流、交換、仲介、諸運動間の交流会、センターの総括集会、また、集会や集會場所の仲介、編集そのことには責任をもつても、他人の原稿の内容には一さい責任をもたないという岡山救援通信の編集の仕方、その定期的発行、運営委に集まったすべての人たちが運営の共同主体であるというセンターの運営の方法、お互いに異質感を抱いているセンターにおいて、また、お互いによく見知らない人たちが出入り集合・離散するセンターにおいて、共同作業をしやすいように作業分担や引きつぎの合理化、さらには仲間意識やお互いの疎遠化を防止するために作業中はむだ口はきかないことといったこと等々……）。

もう一度私が捉えた（また、この捉えを拡大しようとした）ところではセンターの基本を確認しておこう。センターは六九—七〇年の告発（支配的幻想解体の公開）の状況の媒介的意味を捉えて、またこの媒介的意味の非可視の共同の本質（つまり、公開された孤立、共同性の解体）を対象化するために、これを開かれた関係への原点思考として共同の場へ拡大すること、不特定多数の人たち（生活大衆）の間に開かれた、相互媒介的な共同の場の形成の過程であること、生活という非可視の関係の総体にかかわる各人の生活の個の質

において状況が告発・公開した既成の支配的な関係性（幻想、共同性）の解体を関係の問として新たに問い出してゆくその共同展開のための各人の生活過程（自己展開の過程）として捉えること。このこと以外にセンターにはどんな立場もないし特定の主張もない（思想）もない。センターは何人にとつても、ここで自らの特定の主張を生きる直接の過程（自己主張の過程）ではなく、あくまでも相互媒介的な開かれた共同の場を探す共同展開の過程である。自らの特定の主張、つまり、個としての生活の直接の質は、自分が共同の場に開かれてゆく各人の個々の契機（情念、恐念、必然性）以上のものでもまた以下のもでもない。というよりも、個としての生活の質そのところどこで開かれていく関係の共同の原点（他人とのかかわり）において個（個人であれ集団であれ）の自己主張はすでに粉碎されているのだということ。この粉碎、万人の孤立（万人の死の危険）を公開した幻想解体の状況のその公開・告発の共同の意味の対象化（もとより、ただ孤立したってダメだ。孤立したことそのことにおいて開かれていなければ）。

私に開いていけば、センターは以上の問を捉え、対象化してゆく私の公開された孤立の対象化過程、生活過程としてあった。六九—七〇年の告発・公開の状況への私としてのかかわり（教官の業務拒否 処分過程 授業業務の再開）の一つの応用であるが、また、そうでなければセンターは私にとってリアルなものではありえないし、現実性も実体（情念—感性）もない抽象的なもの、観念的・政治主義的・空想的・根源的に先取りされたもの、かかわりようもないもの、かかわる気にもなれなければ、かかわる意味もないものとなってしまふ。別にいえば、生活という非可視の関係の総体、孤立

そのことにおいて公開された関係、非可視の共同性の原点への私自身の生活的居直り、関係の思考、こういつた間が私に生まれた（生まされた）その日からの生活過程の総和として、私において展開してこざるをえなかつた私自身の公開された孤立という生活過程の総和を問い、それを媒介として生きてゆく（対象化してゆく）以外にどこでその間に、つまり、状況—生活にかかわる私自身の非可視の生活拠点（共同性）を見つけることができるだろうかといったことである。

さて、生活という非可視の関係の総体、人は諸関係の総和（共同性）である、というとして、私たちはこの諸関係の総和（歴史的、社会的、民族的、また、出生、死、性、年令、世代、性格、氣質、家族、家族構成、先祖、子孫、階級、階層、職業、地方性、ことば、氣候、風土、人情、土着、文化など、つまり、存在論的総和）を、どれほど自らの情念（—感性）において捉えて、また、捉えられて生きていくのか。この諸関係の非可視の存在論的総和（幻総—非幻総。幻想とは対象化された現実的・事象的なもの、非幻想とは対象化されていない現実的・事象的なもの。たとえば、私たちは幻想において可視的に視るのであり、非幻想において非可視のものから視られる。また、視る—視られるは裁く—裁かれるの関係である。幻想の裁きが怖しいのではなく非可視の共同性の裁きが怖しい）としてだけ生身の具体的・現実的（主体的）な全的人間であって、人間であるという自らにリアルな現実（生活）である以上（関係の思考としての知の重い質こそが大事である）、そして、この非可視の存在論的総和の、いまここでの自らにとっての具体性（全体性）としてある以外に、何人もいま現にここに存在せず、考えも感じも想

像も空想も反省も話しも沈黙も願いも行動も情念も感性もしていない以上、私もまた私自身であるこの具体的総和（媒介性）において生きる（自らの疎外—共同疎外を生きるといつてもいい）私の個の生活に個有の契機に居直れるように状況（生活）—センターへの私自身のかかわりを探した。

しかし、力量が足りなかつた。不特定多数の人たち（生活大衆）の生活との重なりを前面に押し出してゆくように、つまり、ここでは各人が各人の個有の契機において開かれた関係、共同の場にかかわる自由な主体であって、また、その共同のかかわりを回復（人間の相互媒介性の回復）してゆく過程としての開かれた共同の場を形成する自由な共同の主体であって何人も客体ではないという、自由な共同の主体の形成過程（共同主体の对象化過程）であるというセンターの基本においてセンターを運動させることができず、センターの機能が拡大せず活動も停滞してくるしかなかったが（センターへの私のかかわりが拡大しなかつたが）、また、以上のことをことばにおいても運動においてもセンターを媒介として、あるいは、センターの媒介性（捉え方、位置づけ）を明示しうるようにアピールし、平明化・具体化するまでが至難だったからである（センターが救援、救済という運動の補助機関として客体視されたこと。センターに主体的にかかわってくる人たちが少なく、客体視されるというさまざまな現実の壁が打ち崩せなかつたこと。しかし、客体視されるとは疎外されることである。私たち人間にいつもつきまとう共同疎外—共犯関係の問題）。

センターは機能を失ってしまったが、しかし、このことを自己批判というような安易なところで総括するのではなく、センターとし

て追求された間（状況）の共同の本質（開かれた関係、人間の相互

媒介性の回復、人間の発見、共同展開、関係の思考としての知の再生……）をさらに私たち不特定多数の人たち（生活大衆）の間で相互に提起・拡大しあえるための共同の相互媒介を探して総括してゆくのでなければならぬし、自らの生活の個としての質（孤立）そのところに現われてくる開かれた関係、関係の共同の原点、非可視の共同性、他人とのかかわり、人間の相互媒介性、人間の共同存在としての存在論的本質をこそ問いつづけてゆくのでなければならぬ。だから以上を総括するならば、私がここで書いてきたような、この私の文章の発想（標題の一行で表現したもの）を字づらの背後で支えている私自身の生まれた（生まされた）その日から生きてきた生活の非可視の総体（沈黙）は、本当はなんであるのかという問（非可視の共同性）をこの問の本来の質、決して、私のもの、ではない非人称的（無名）に開かれた大衆的な質（未知の共同主体）で問い出してゆくための一つの契機としたと思う。

以上の総括を状況から私に問われている間の中間総括として、しかし、さらに相互媒介的に対象化されていかなければならないのだが、また、センターという形で探してきたような相互に開かれた共同の場の形成の媒介過程（実験過程）がなにもないよりは形にならないような最低限のものでもいいから、なにかあったほうがいいという気持を抱きながら（なにもないよりはなにかがあったほうがいいという気持がセンターへのかかわりを支えてきた）、センターを解散するにあたっての私自らへの、また、私からの投問とするのである。（七三・八・二七）

資料1

△私△は川本処分（△竹△本処分、△山△本処分、△坂△本処分……を含む）について△被処分者△から処分審査過程の△すべて△を委託されている代理△人△であり、△次△号の△五月三日の会通信△に△被処分者△に関する△資料△を掲載することについても、当然のことながら△すべて△を委託されています。従って△私△を媒介することなしに△次△号の△五月三日の会通信△に△被処分者△に関する△資料△を掲載することは、不可能です。なお、このご通知は△次△号の△五月三日の会通信△への△私△からの第△〇△次投稿でもありません。

岡山市平和町五の二六

△片△山△恵△子△

脇坂 豊 様 気 付

△五月三日の会通信△△次△号△編集担当者△御中

資料2

△片山恵子△への委託状

七〇年△岡山△人事院審理が、何人も他者の△代理人△たり得る、という可能性の天空を指し示したとすれば、七一年△神戸△人事院審理は、何人も他者の△代理人△たり得ない、という不可能性の地底をあばき出したと云えよう。

徳島から

資料1

副本 四八・一・一二 徳島地裁の印
昭和四七年 行(ウ)第四号

原告 山本光代
被告 人事院
外二名

昭和四八年一月二日

高松市寿町二丁目一番八号 高松法務局訟務部
右被告人人事院指定代理人 訟務部長 川井重男
同 法務事務官 萩原義照
徳島市新蔵町二丁目一八番地 徳島地方法務局訟務課
同 訟務課長 大森久司
同 法務事務官 福本加克
高松市天神前六の一 人事院四国事務局
第一課長 山田良作
徳島地裁 御中

答 弁 書 (被告人人事院)

請求の趣旨に対する答弁

原告の被告人人事院に対する請求を棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。
との判決を求める。

請求の原因に対する答弁

第一、について 認める。
第二、について 一、認める。 但し、被告人人事院の却下判決は四七・九・一八日である。

二、不知。
第三、について (一) 争う。(二) 不知。(三) 不知。
第四、について 不知。
第五、について 争う。

被告人人事院の主張

一、原告が被告人人事院に対してなした四六・一二・一五付審査請求については、同請求書に人事院規則一三―一第一条第二項により添付しなければならぬ処分説明書の付しが添付されていなかったため被告人人事院は、同規則第五条にもとづき原告に対し、四七・一、一九及び同年五月八日の二度にわたり、処分説明書の写しを提出すべきこと、及び、処分説明書中の「処分の理由」に対応する不服の理由を具体的に記載した書面を提出すべきことを内容とする補正を命じたが、原告はこれに応じなかった。

二、原告は、四六・一二・一以降処分説明書を受領しようとするれば出来る状態にあり、かつ、四六・一二・一六徳大人課長から処分説明書の写しを受領しているから、処分説明書の写しを被告人人事院に提出する意志があれば容易にこれを提出できたものである。

三、しかるに、原告は何等正当な理由がなく人事院の前記補正命令に従わなかったため、被告人人事院は人事院規則一三―一第六条の規定にもとづき四七・九・一八付で原告の審査請求を却下したものである。したがって、当該処分は適法であるから、原告の本訴請求は速やかに棄却されるべきである。

添付書類

通

資料2

副本 七三・一・一六 徳島地裁の印
昭和四七年(行)ウ第四号

原告 山本光代
被告 人事院
外二名

昭和四八年一月一六日

以下、四八・一・一二付副本と五行同じなので正略

徳島市新蔵町二丁目六番地 徳大庶務部
同 人事課長 植松喜弘 印
徳島地裁 御中

答 弁 書 (被告 徳大学長)

一、本案前の答弁

申立の趣旨

原告の被告徳大学長に対する訴を却下する。
訴訟費用は原告の負担とする。 との判決を求める。

申立の理由

(1) 国公法九二条の二は懲戒処分の取消しの訴えは審査請求に対する人事院の裁決をへた後でなければ提起することが出来ないことと規定しているところ、本訴は同法にいう人事院の裁決をへたのち提起されたものでないから不適法である。

(2) 即ち、原告は相被告人人事院に対し、四六・一二・一五付で、徳大学長の原告に対する四六・一一・四付懲戒停職六カ月の処分につき、審査請求をなしたが、同審査請求書に人事院規則一三―一第一条第二項により添付しなければならない処分説明書の写しを添付していなかった。そこで相被告人人事院は、原告に対し、同規則第五条にもとづき、四七・一・一九及び同年五・八の二度にわたり、処分説明書の写しを提出すべきこと、及び処分説明書中の「処分の理由」に対応する不服の理由を具体的に記載した書面を提出すべきことを内容とする補正を命じた。

しかるに、原告は、四六・一一・一以降、徳大学長より処分説明書を受領しようとするればできる状態にあり、かつ、四六・一二・一六、徳大人課長から処分説明書の写を受領しているから、処分説明書の写を相被告人人事院に提出できたにもかかわらず、これを提出せず、何ら正当な理由もなく、相被告人人事院の前記補正命令に従わなかった。

そこで相被告人人事院は、人事院規則一三―一第六条の規定にもとづき、四七・九・一八付で原告の前記審査請求を却下したものである。

(3) しかして、右のように審査請求を不適法としてこれを却下した裁決は国公法九二条の二の人事院の裁決には該当しないと解すべ

きである。けだし、同条が審査請求の前置を要求しているのは行政庁に実質的な再審査をして反省の機会を与える趣旨であるから、実質的に反省する機会を与えない不適法な審査請求及びこれを不適法として却下する裁決は同条の趣旨を没却するものと云うべきだからである。

以上述べたところから明らかとなり、本訴は国公法九二条の二にいう人事院の裁決を経由しておらず、不適法であるから速やかに却下されるべきである。

二、本訴についての答弁
請求の趣旨に対する答弁

原告の被告徳島大学長に対する請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

請求の原因に対する答弁

第一、について 認める。

第二、について 一、認める。 但し、被告人事院の却下裁決は四七・九・一八付である。

二、認める。 但し、給料の不支給期間は、四四六・一一・五から四七・五・四

までである。

第三、について (一) 争う。 (二) 争う。 (三) 争う。

第四、について 認める。 但し、「給料七万五千元」とあるは、俸給七五、〇〇〇円、住宅

手当一、五〇〇円、計七六、五〇〇円の誤りであり、また給料の

〇円の誤りであり、また給料の

第五、について 争う。

不支給期間の始期 四六・一一・五である。

第五、について 争う。
添付書類 通

番外資料

私の陳述に必要な記録その他関係資料の提出の通知

(その十九)

下記の時・空間を私の陳述に必要な記録その他関係資料としてそのまま差し出すから受取り願います。(昭和四八年六月一日〜八日まで)

① 徳島大学医学部内V 六号ハ法廷で行われるあらゆるハ審理V

空間。特に六月五日(火)、六日(水)、梶本義衛教授によるハ大

薬理学V実習での転倒。六月六日(水)、足立春雄教授によるハ大

産科婦人科学V講義での転倒。

② 赤提灯が可視化する九・二五 まつり告知空間。特にハ影V

狩り、夜・昼の大掃除戦でのハサーキットV族とハハイウェーブ

トロールV隊とが包囲する蔵本キャンパス。

③ 昭和四八年六月五日、京都市左京区吉田本町京都大学評議会に

おける、竹本信弘と滝田修のどちらの肉がおいしいかの食べ較

べ会とその宴席での前田敏男さんのデイナースピーチ。ハnV本

処分空間に委任状の影を切った。

④ 岡山市津島、岡山大学構内、外にとびちがうV一〇三ハ空間：

特にハRB三〇二Vハホモホモ小屋Vハ一〇三Vハハじゃん

んきいVハハハ Vをとびちがう××空間。

⑤ 神戸地方裁判所六・二 まつりハ V研究室公判、及び名

古屋市昭和区山里町南山大学竹本信弘差し出しの名古屋中央郵便

局引受番号一一九の書留が勾留を強いられている神戸の空間。

以上

昭和四八年五月三十一日

徳島市南蔵本町二丁目九の五 山本光代 印

徳島大学評議会殿

資料

副本 四八・一・一一二 徳島地裁の印

昭和四七年(行ウ) 第四号

原告 山本光代
被告 人事院
外二名

昭和四八年一月一二日

高松市寿町二丁目一番八号

右被告指定代理人：以下四行、四八・一・一二付の

他の副本と同じなので省略

高松法務局訟務部

答 弁 書 (被告 国)
請求の趣旨に対する答弁

原告の被告国に対する請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とするとの判決を求める。

請求の原因に対する答弁

第一、について 認める。

第二、について 一、認める。 但し、被告人事院の却下裁決は四七・九・一八付である。

二、認める。 但し、給料等の不支給期間は、四六・一一・五から四七・五・四

までである。

第三、について (一) 争う。 (二) 争う。 (三) 争う。

第四、について 認める。 但し、「給料七万五千元」とあるは、俸給七五、〇〇〇円、住宅手当一、五〇〇円、計七六、五〇〇円の誤りであり、また給料の不支給期間の始期は四六・一一・五である。

第五、について 争う。

添付書類 通

原告 山本光代
被告 国
外二名

昭和四八年二月二七日

右被告指定代理人

川井重男、萩原義照、大森久司、福本加克。

徳島地方裁判所 御中

異議申立書

御庁昭和四七年（行ウ）第四号事件につき昭和四八年一月一六日の第一回口頭弁論期日においてなされた浜本多恵子外九名からの原告に対する補助参加申立については被告に異議があるので申立てる。

資料 4

昭和四七年 行（ウ） 第四号

第一回口頭弁論調書

昭和四八年一月一六日 三：三〇PM

裁判長裁判官 畑 郁夫
裁判官 葛原 忠知
裁判所書記官 渡辺 勉

当事者の出頭状況等

別紙(一)のとおり

弁託の要領

別紙(二)のとおり、補助参加申立

裁判長 各補助参加申立人は、一カ月以内に補充書及び手数料

(印紙)一〇〇円ずつを納入せよ。

原告 一、訴状陳述、なお、次のとおり付陳。

(イ) メディウスの環は、裁判しても互いにつながっているように、私(原告)の事件と浜本多恵子の事件(地裁四七年行(ウ)第二号)とは、そのよってきたる根源が同一であり、切っても切れない関係にある。

(ロ) 昨年(四七年)一一一五五になって徳大評議会は、新たに原告山本の懲戒処分の審査を開始し、同月二七日、ご用納め前の忙しい時期に間違いだらけの審査説明書というものを作りあげ、同月二八日同原告に対しそれを受取りにくるよう通達してきた

が、原告はこれを拒否した。そしてその中にかかれていることは、原告が「教育を放棄した」というのであるが、その根拠については何もかかれていない。しかし原告がどれだけの熱情をもって徳大の中で勤務してきたか、徳大の教官が学生から疎外されてきている中で原告は教育者として、学生と一緒に暮らすというだけで、自分の教育を展開し、研究をつづけてきているわけである。

しかるに大学側は、それを何の理解もなしに教育の放棄とい、研究の放棄というのである。訴状請求原因第三の(三)後段記載のうち「医学部教授等による日常的暴行」の具体的事実の一つとして、次の事実を付加主張する。

四八・一・一六午前、原告山本が精神科の講義をききにいったところ退場を求められ、その際原告は押し倒されてズボン、及びストッキングのひざ部分が破れ、同部ヒフに傷を負った。なお、その他同時に頭髪を引っぱられるなどの暴行をうけた。

被告ら、 各答弁書陳述

被告(学長) 前記原告陳述この主張事実に対する認否および被告(学長)の主張は次回までに準備書面を提出して行なう。

次回期日 追って通知

別紙(一) 当事者の出席状況等

原告 山本 光代 出頭
補助参加申立人 浜本 多恵子 出頭
以下、弘瀬、坂本啓、宮田、森、池内白痴、山田、サトウ勲、中

野弘子、山村清文、 出頭

被告人事院、徳大学長、国、各指定代理人

川井重男、大森久司

出頭

被告人事院指定代理人

山田良作

被告人徳大学長指定代理人

植松喜弘

別紙(二) 補助参加申立調書

徳島市蔵本町二丁目九の五 加藤方 山本 光代 気付

補助参加申立人 浜本 多恵子

以下、九名、別紙(一)に同じ

参加の趣旨

原告山本光代、被告人事院、同徳大学長、同国、右当事者間の徳島地裁四七、行(ウ)第四号行政処分取消等請求事件について原告山本光代を「補助」するため右訴訟に参加する。

参加の原因(理由)

第一、各参加申立人共通

一、被告らが原告山本になした非常にえげつない「処分」がこのまま、まかりとおるならば、それは「一」としての私の生存そのものを萎縮させ圧迫するものであるから、訴訟「結果につき利害関係を有する第三者である。よって民事訴訟法第六四条により補助参加の申立をする。

二、ないし、四、につき、追って補充書をもって議述する。

第二、付加陳述(参加の原因)

森曉男 徳大当局は、C自治会が決定した一九七〇・六・一五のストライキに原告山本が参加したことを授業妨害として、これを原告山本に対する処分理由であるとしているが、当時参加申

立人(森曉男)は(自治会委員長であり、従って原告山本の行動と参加申立人(森曉男)が責任をもって行なった自治会M。と密接な関係があり、そして現在も、原告山本は自治会M。について種々の努力をしてくれているのである。故に参加申立人(森曉男)としては、本件訴訟の結果について重要な利害関係を有するものである。

池内白痴 国、人事院及び、その指令をうけた徳大が原告山本に対してなしたこの処分がもしそのまま強行されるとするならば、われわれ大学教官は全てクビをきられると、そういうふうな反動化の先駆を徳大が果していることに関して参加申立人(池内白痴)としては、これは他人事ではない大きい利害関係を有している。

山村清文 七〇・六・一五闘争が安保粉砕、大学立法粉砕の闘争として全国の学園においてストライキをもって闘い抜かれた過程の中において大学の存在が、学生、教官をつらぬいて、いったいどのような位置を占めるのかを問われる中で、ボク(参加申立人)たちの戦いの抹殺を企て、全国の大学で、徳大の山本さん(原告)を頂点とした教官処分が強権的に進められている。僕たちは、こういった教官、院生、学生をつらぬく処分攻撃を一切許すことはできないし、これからも毅然として戦っていく。

ここに、山本さん(原告)の処分の取消をかちとることによって僕たちのつきあげてきた運動に対する強権的な破壊行為をはね返していかねばならない。

さらに、七〇年の闘争を契機としてふきだしてきた大学の教育矛盾というものに対して、大学側は何らの反省をすることもなく、

教官の山本さん(原告)が処分され、院生の浜本さんが処分され、今また山本さん(原告)に対する懲戒免職という新たな攻撃がかけられてきた。それは、徳大の教育体制、或いは日本全国の大学の教官、学生、職員の中における大学の教育が一体どういう位置を占めるかという問題であり、彼女(原告)らと僕たちの利害は全く同一である。

以上

一・一六(六)まつり、すでに始まっていた(八)法廷(八)の三〇分間・メビウス空間、混沌の誕生(九)研作製、口頭弁論調書(その一)

場所・徳島(六)六号法廷、廊下の訴訟人出入口の法廷をよぎる内と外。時・第一回口頭弁論呼出し期日、開廷時。登場人物・複数の原告、八山本(八)と(九)書記官、廷吏、被告指定代理人たちと傍聴人たち(居ないのは裁判長と被告だけ)。登場人物は黒衣の人とネクタイに背広姿の人、および外套を着こんだ人とGパン姿の人。

「山本さん?」「山本です」「ここから入って下さい」「あなた山本さんですか?」「人定質問ですか?」「山本さんは沢山いるから誰か分らないではないか、山本さんですかと云うのは、あなたには確定できないと云うことではないですか?」「僕も山本かもしれませんよ」「イヤイヤ、それは分っています」「さつき書類を受取りに来てハンコを押したのが山本さんですよ」「代表かもしれませんよ」「代理人かもしれない」「訴訟代理人というのがあるじゃないですか?」「山本バンドカもしれない」「山本光代は何人もい

るのですか?」「徳島大学には山本光代は沢山いますよ、神戸大学に松下昇が沢山いるのと同じようにネ」「この事件の山本光代は何人もおるのですか?」「ええ」「山本さん原告席に入って下さい」「ハイ(大勢)」「他の人は出て下さいよ、こういう状態では法廷はできませんよ、開けませんよ」「あなた……」「裁判長はまだ来てないじゃないですか?」「私は裁判長の命を受けて来ているのです」「どう云う風にか?」「傍聴規則にも書いてあるでしょう」「僕は共同訴訟人ですよ」「こう云う状態では法廷は開けませんよ」「……法廷、開けるようにして下さい」「開けるじゃないですか?」「原告ですよ」「原告でしょ」「原告以外の関係ない人は後の傍聴席へ行って下さい」「関係あるじゃないですか(大勢の怒声)」「ホー、伺いますけどあなたはどなたですか、失礼ですが……人定質問ではありません、個人的に伺っているのですけど」「それは云う必要はない」「それだったら話合にならないじゃないですか」「どこのだれだか分らない人が勝手に口を出しているのと同じじゃないですか?」「それはオカシイワ」「それじゃあなたとは話し合う必要ないじゃないですか?」「ただあなたは法衣着ているだけじゃないですか?」「別に関係ないじゃないか、当裁判と関係あるかどうかからん」「帰ります」「どうぞ帰って下さい」「早く開廷して下さい」「来た!」「大学からの答弁書、今になってやってきました」「一月一六日になってやっと出ました」「大体、外套なんて脱がなくていいよ、着るものなんて表現総体なんだからサ。裁判所というのは表現を剝脱するところかな」「暑い人は脱げばよい、寒い人は

着ていて……」「学長来てないじゃないか」「学長は会議だと云っていましたよ、サッキ」「裁判官も、書記の人も来てないようだし、席が一杯だったら段の上に乗っていいですよ」「今日、開けなかつたら六四条違反ですよネ、参加申立口頭でしようとしたのを拒んだのだから」「開きますよ、これはなんでも絶対」「憲法違反ですよネ、憲法何条だったかな」「あの、椅子が足りないのですけどネ、廷吏さん」「他の人は原告ではないでしょう」「イヤ、原告なんでよ」「イヤイヤ、それはちゃんと決らなければ」「決めるかどうかまだ決まらないでしょ」「判事さんが来てから決めること……」「私が補助参加申し込みしたときは最初からこう云う形式でしたではないですか?」「イヤイヤそれは山本さんの場合は特別だったんですよ(爆笑)」「それは予断と偏見だヨ、部落差別するのと同じじゃないか、山本さんの場合は特別だったというのはどういうことなのですか?」「……そうやってしまったのですよ……」「あなたは裁判所に勤務している方でしょ、それを国民を特別だとか特別でないとかいうのはどういう事なのですか、キミィ」「裁判所の指示に従って下さいよ、そうすればスムーズに行くのだから……」「裁判長は未だ来てないのですか?」「来てからにしましょうや」「民事訴訟に従っていますよ」「第一まだ始まっていないじゃないか」「坐って下さいヨシンドイから……そこら辺に椅子があるでしょ」「向こうも坐っているし、机からハミ出してネ」「何時?」「三時二六分」「当裁判所の時計は三時三〇分ですよ」

(九)研作製、口頭弁論調書(その二)

「こんな状態では開廷できません」のならば決して始まってはいない(八)法廷(八)

「廷吏の方、判事さんはどうされていますか?」「連絡してあります」「遅刻ですか?」「賃金カットですね」「徳島大学ではネすぐ賃金カットするのでよ」「だけどおかしき共同訴訟人が数多かつからと云って開廷しない、前代未聞なのダ……」「デ、ホントに来るんですか来ないんですか?」「ソリヤ来ますヨ連絡しました」「遅刻なだけですね、賃金カットですね!」「えーと、あの、判事さんが非常におそいようですので、あるいは出廷拒否をしており連合赤軍の諸君と共闘しているのかもしれないので、原告八山本(八)の方から前段階的に開廷を宣言します」「異議なし!」「本日、このルビコン河の向こう側にいらっしやるどなたかが北村学長さん、どなたかが国代表法務大臣、名前は失念いたしました。どなたかが人事院総裁佐藤達郎さん及び徳大評議員の方々がこられているわけですから、どなたかどなたであるか固有名詞と顔が私の方では一寸、一致しないのですが、この本日の一・一六(六)まつりは私の行政処分取消処分訴訟であると同時に、私の二度目の懲戒処分免職の……私の免職処分の……」「一寸まって下さい」「今、始めているところです。今向こうの方に話して始めているところです。名刺交換です」「御あいさつです」「現在評議会への私の懲戒免職処分の評議会への陳述と重なる空間が進行しつつあると云うことを御確認下さい。評議員の方よろしいですネ」「エー、あの……原告さん、山本さんです

ネ」「ハハイ(大勢)」「あなたですネ山本さん」「ハハイ(大勢)」「それ以外の方一寸後へ寄って下さい」「全員原告です。補助参加申立ます」「補助参加申立はよいですから、一応さがって下さい」「どうしてですか、全員原告ですよ」「一応ネ、まだ補助参加してませんかネ」「イヤ、今からするので、進行しつつあるのダ。あのネ判事さんは一五分も遅れているからもう開廷しました」「イヤ、来ますから一応さがって下さい」「イヤ、この前はちゃんと、一応にもなくて最初からちゃんとやったじゃないですか」「しかしこんな立っている状態ではネ、法廷開けません」「それじゃ椅子持って来て下さいヨ」「椅子」「椅子」「あそこの被告席もハミ出て坐っているじゃないですか」「それじゃ補助参加申立する人は一応こちらに寄ってもらってネ」「それだったらここは傍聴席じゃないからこの柵を取除して下さいヨ」「イヤイヤ、だけどもまだ申立していないじゃないですか」「どこへ申立しているのですか」「進行形……ing……」「ここですよ、裁判所と書いてある(こと廷吏と書記が胸につけている)のマークを指さす」「イヤイヤ、だから申立の方法として書記官に申立するのか、あるいは記述するのかと云うこともありますからネ」「裁判所に申立しているですよ」「だからまだ裁判所来てないでしょ」「だから裁判所と書いたここに申立しているですよ」「これは文字じゃないですか」「だって胸につけているじゃないの、そこに裁判所って」「申立はもう少し具体的に法的に要件がありますから」「これから具体的にしようとしているので、書記官の面前でするのか、裁判所でののか決めて下さい」それは決っています」「どっちですか」「それは判事が来たら分ります。あなたに云う必要ないでしょう」「あなた誰れ

ですか」「申立を受付けるのは書記官の職権ですからネ」「そうですよ」「だから、マダこの空間が法廷空間として開いていないのならあなたは単なる黒衣を着た男にしか過ないですよ」「イヤ、そんなことはないですよ」「そうですね」「だって、じゃあなたは私人定質問するわけですか?」「なんの私人定? 私は何も言っていないですよ」「それだったらみんな山本ですよ」「ツベコベ言わずに早く始めればいいじゃないですか」「もう三時三〇分じゃないですか」「だからネだから始まったら裁判官の面前で申立をしますのでネ」「ソーです」「それだったら期日申立やからネ、一応下って下さい」「裁判官が来ないのならこれは単なる待合い場所じゃないか」「イヤ待ち場所じゃないですよ」「だったら裁判官が……」「イヤ裁判官が近接しているからネ、開廷が近接しているからネ」「だからそこは微分するわけですよ、あなた時間の微分わからないの」「後へさがって下さい」「ナラ裁判官が入って来たら一パン後へ下ればいいのですか」「イヤ、一応下って下さい」「まだ開廷してないじゃないのですか」「イヤ、開廷を宣したけどネ」「その段階で裁判長が開廷を宣したら申立したいじゃないですか」「イヤ、立っておられると法廷開けんじゃないの、裁判長の命令なんです」

(ハ未完)

資料6

補充書提出について

昭和四七年行ウ四号事件ハ補助参加申立人代表
徳島市南蔵本町二丁目九の五 山本光代氣付 中野弘子
昭和四七年行ウ四号事件に関するハ補助参加申立をめぐる補充

書を昭和四八年二月一六日頃までに提出する予定でおりましたところ、同年二月一三日突然官憲によって原告山本光代とハ補助参加人ハ浜本多恵子ハが不当逮捕されハ浜本ハは現在徳島刑務所に拘禁中であります。

この不当勾留の理由は徳島地方裁判所によれば「住所不定」ということとありますが地裁は一方では徳島県警に対して「家宅捜査許可」を与え、一方ではハ浜本ハを「住所不定」にすると云う重大な矛盾を犯していることによるものであります。

ハ私ハ達ハ補助参加人九名は現在兩名の不当逮捕の事実ハ糾明と不当長期勾留者に対するハ救出ハをハ補助参加申立の補充書提出よりも、蹂躪されている人権を守るために優先させることが憲法の精神に照しても正しいハ法ハ的選択であると考えます。

すでに釈放になった原告山本光代によれば本人が「黙秘」している住所に対して、徳島地方裁判所は「家宅捜査」の許可を与え、それ故に被疑者山本光代の「黙秘権」を無視するという誤りを犯した上に、更にハ浜本ハに対しては、差別的に「住所不定」を強いる、まったく許し難いハ共犯ハ者に対してハ法ハ的断措置をとったものであります。

従ってお約束致しました補充書は、一時的に提出を延期することとを申入れます。被疑者ハ浜本ハが釈放されたら同時に提出致すものであります。

昭和四八年二月一八日
徳島地方裁判所 御中

資料7

補充書

ハ補助参加人 徳島市南蔵本町二丁目九の五

山本光代氣付 浜本多恵子

昭和四七年行ウ第四号事件に関する、昭和四八年一月一六日地裁六号法廷メービウス空間においてハ補助参加を申立てましたが、その原因に関して左記の如く補充致します。

昭和四七年三月三〇日徳島大学長北村義男がなした私の徳島大学医学研究科学生としての身分「消滅」処分は、昭和四六年一月のハ山本処分ハを充実化させるものとしてあった。

即ち、徳大当局が「教育と研究」の名の下にハ処分した山本を在籍延長願出にさいして「保証人」に選んだことが、当時の私の罪状ハ「大学院において教官から指導を受けつつ勉学研究をなそうという意欲がないことがうかがわれる」(昭和四七年行ウ第二号行政処分取消請求事件、昭和四七年七月七日被告答弁書)であった。さらに「保証書」に記された私と山本との関係がハ私ハであることがやはり重大な罪であることは、それゆえの刑罰として本年一月二六日徳大が「発令」したと自称しているハ山本処分ハ懲戒免職が物語っている。そして、この二月一三日徳大医学部教授たちは、ハ山本処分ハに関して山本が徳大評議会に「陳述に関する資料」として差し出した医学部臨床第I講堂に存在したハ山本ハ、ハ浜本ハを自ら「逮捕」し官憲に引き渡した。私と山本は徳大当局ハ国によってハ存在ハそのものを同時に罰されるものとしてある。よって、幻の花・ハ私ハを求め続けるハ共犯ハ者として、山本と利害関

係を有するゆえに八補助参加Vを申立てる。

添付資料

一、徳大広報(一九七三・二・九、号外)

昭和四八年二月二八日

徳島地方裁判所 御中

資料8

補 充 書

八補助V参加人 徳島市南蔵本町二丁目九の五

山本光代気付 弘 瀬 正 彰

昭和四七年行ウ第四号事件に關し、昭和四八年一月一六日[〓]地裁六号法廷メービウス空間において八補助V参加を申立てましたが、その原因に關して左記の如く補充致します。

本訴訟は、明らかに七一年山本教官にかけられた徳島大学当局による処分攻撃、七二年の浜本院生に対する処分起因するものである。そしてこれは七〇年の一名にも及ぶ学生処分と同じく、大学当局による暴力的な学内治安管理体制の強化[〓]政治処分である。大学当局はこうして立法闘争という形をとって現われた学生—教官—院生の闘いを圧殺してきた。しかし、私は、この闘いの中に、学生のもつ矛盾が鋭く突き出され、大学教育そのものが問われてきたと考える。そして被処分者が発した問は、まさに、鋭く、現下の教育制度、社会体制の矛盾をついていたが故に、全く正当であった。そして、彼らの行動は、そうせざるをえない所に事態を追い込んだ国家権力—大学当局にその責任があるのであって、処分という暴力的な庄殺行為は断じて許しがたい。被処分者達の叫びを「暴力行為」に

おきかえるなどなおさらである。黙殺↓処分、この攻撃は全く不当である。故に、私は、私の信ずるところによって行動してきた。七二年秋の医学部当局のピラには、私を山本、浜本両人の共犯者としてかきたててある。それ故に、私は、この訴訟と深いかわりをもたざるをえず、その結果によっては、私自身の利害を左右するのである。

昭和四八年二月二八日

徳島地方裁判所 御中

資料9

補 充 書

八補助V参加人 徳島市南蔵本町二丁目九の五

山本光代気付 坂 本 啓

昭和四七年行(ウ)第四号事件に關し、昭和四八年一月一六日[〓]地裁六号法廷メービウス空間において八補助V参加を申し立てましたが、その原因に關して下記の如く補充致します。

六八—六九年全国大学における学園八紛争Vに恐怖した政府ブルジョアジーはその僕たる文部官僚を通じ、謂ゆる一般学生Vに対する見せしめとして、学生に対しては退学を命ずるといふ形で八処分Vを行い、さらには最近になって文部教官山本そして院生にまで八処分Vを通告したという事は、徳島大学に關係する者として、少なくとも八処分Vに關しては全国的水準に達したということ、悲しんでよいものか、それとも喜んでよいものか甚だ困惑している次第であります。

八紛争Vが八処分Vを生み、その八処分Vがあらたな八紛争Vを

生み出すという永続性、歴史的必然性といわれる中であって、その時代の権力との力關係によって個人の命運が、個人に内在しているところのあらゆる発展性に關係なく、決定されてゆくという冷酷な人間關係をまのあたりに見て、八私Vは八世紀末Vのような危機感をおぼえるのであります。

さて公明正大である…、公明正大であろう…、公明正大であるべき…、であって欲しい…、でないかも知れぬ…、多分そうではないであろう…、であり得ないところの徳島地方裁判所判事殿、あなたは大日本帝国ブルジョア法に従って公明正大であるという。封建時代において絶対君主が正義であったように、あなたは法を正義とする。その間にいかほどの違いがあるか、ひとりの人間が八或る者(物)Vの下に隷属を余儀なくされているという社会機構としてはなら変りがないではありませんか。それどころか、八法治国家Vにおいては、既に生きた人間關係から拾象された八法Vなどという共同幻想的な八不可視Vの規範を持ち込むことによって、個人を幻想八物Vによって支配することによって、人民を八盲Vにしたことは、絶対君主が可視的存在として人民の眼に見える敵となり得たことに比較すれば、現在の議會制民主主義は中世の封建主義に比べても、それ以上に犯罪的でありましょう。その犯罪的現体制を未だ破滅に追いやらない現時点においては、少なくとも外面的にはその破滅に追いやるための解決能力を示していない八私Vもやはり、歴史的過程においては、ひとりの犯罪者たる汚名を着せられるかも知れません。判事殿、あなたも多分御経験済みのことだろうと存じますが、現ブルジョア日本体制においてすらも犯罪的であったと結論されるところの、あの大東亜戦争にあって、貴殿もまた

無力な一個の人間として無力であったが故に、やはり一個の戦争者として数えられる犯罪者達の仲間入りをしなければなりません。その貴殿が現在なおも生息してられる所以は、「罪を憎んで、人を憎まず」という結構なブルジョア法のたてまえに依るものかも知れません。

しかしながら、八処分Vというものは、八処分Vという名の合法的根拠に依って個人の生存権を庄殺する類のものであります。(法を守る)、(道徳を守る)、(倫理)、(秩序を…)といった八合法的V手段により個人が抹殺されるという、恐るべきスターリニズムなのであります。

さて、公明正大ではあり得ないところの判事閣下殿、貴殿が八法衣Vを着用して共同幻想の名の下に、個人幻想を濫用して八人Vの命運を決定するとき、貴殿は八人Vの命運を決定するという八人Vにはあるまじき行為(権力行使)によって八人Vを抹殺すると同時に、そのことによって、貴殿自らの生暖かいであろう八人間性Vを失ってゆくものであると考えます。従って私は、八愛Vをもって、貴殿を暖かい、人間關係における八關係の絶対性Vの過中へと引き落してやらんがために、貴殿に対し、メービウス法廷空間において八法衣Vを脱ぎ去ることを提案し、八説得Vしてゆくことを約束致します。この至上なる八私Vの八愛Vは、判事殿のみならず、被告並びに、全国、全世界のブルジョアジーにさえもわけへだてなく向けられるものであります。

八私Vが昭和四七年行(ウ)第四号事件に關し、昭和四八年一月一六日[〓]地裁六号法廷メービウス空間におきまして、八原告V並びに八被告V、さらには八判事V殿とメービウス空間を共有したいという原因

は、以上のような理由により、△私△の△愛△を立証せんが為であります。

資料11

△私△は△あなた△に片想い

だけど、だけど……

△私△は

△あなた△の愛を喚び起こす作業をやめた訳じゃない

△私△は△私△の△愛△をもって

△あなた△の愛を目覚ませる

△私△がひとりぼっちにならないために

そして

△あなた△を

ひとりつきりにさせないために

(乱文乱筆の程、お許し下さい。恋は盲目と言います。)

昭和四八年二月二三日

徳島地方裁判所 御中

資料10

補 充 書

△補助△参加人 徳島市南蔵本町二丁目九の五

山本光代気付 宮 田 和 一

昭和四七年行ウ第四号事件に關し、昭和四八年一月一六日(巡)地裁六号法廷モービウス空間に關して△補助△参加を申立てましたが、その原因は同大学に於いて、こういった処分を一人の学生として許せないからです。

徳島地方裁判所 御中

昭和四八年二月二五日

補 充 書

△補助△参加人 徳島市南蔵本町二丁目九の五

山本光代気付 森 曉 男

昭和四七年行ウ第四号事件に關し、昭和四八年一月一六日(巡)地裁六号法廷モービウス空間に關して△補助△参加を申立てましたが、その原因に關して左記の如く補充致します。

原告者に対する徳島大学当局の処分理由の一つは、教養部において一九七〇年六月一五日より自治会決議で行なつた時、授業妨害を行つたことですが、学生自治会決議に基づき、原告人と当時同様の立場をとりつつ授業参加拒否が呼びかけました。原告の行為も私と同様の立場に近いものであり、もし、処分理由にこのような事項が認められれば、正当であると思われる自治会活動に対して社会的標榜として、不利益な標榜がされることになり、重大な利害關係を有するものです。従つて私は原告人と同レベルに近い補助参加をする資格を十分に有するものと思ひます。

大学当局の不当な、闘う教官、院生、学生への取り扱ひが日常時となつて現在に至つては、被告人がいかなる形で、この三者に對して(従つて三者はこの場合全く一体であります)不当な不利益を押しつけてきたかをはつきりさせ、大学における、三者の全く不当な立場を守る必要がこの三者にはあり、それが無い限り、この裁判は十分な審議を行ひ得るとは言い難いものです。全ての△補助△参加者を認めるよう要請します。

昭和四八年二月二八日

徳島地方裁判所 御中

資料12

補 充 書

△補助△参加人 徳島市南蔵本町二丁目九の五

山本光代 池 内 白 痴

昭和四七年行ウ第四号事件に關し、昭和四八年一月一六日(巡)地裁六号法廷モービウス空間に關して△補助△参加を申立てましたが、その原因に關して左記の如く補充致します。

山本光代に対する徳島大学の二回にわたる△処分△、および浜本多恵子に対する△削減処分△が、相互に不可分かつ同一次元(不可解な同一次元)のものであることは昭和四八年一月一六日の貴地裁六号法廷における△モービウス空間に關する証明△によつて科学的かつ思想的に立証されたとおりである。しかしのみならず、これら△三度△にわたる△処分△が、将来、その同一次元性を無限に拡大させていくにちがいないことは、これらの△処分△が山本光代および浜本多恵子の全生活・全存在を断罪・抹殺するという意図のもとに行なわれていること、したがつて山本光代および浜本多恵子の生活・存在領域に何らかのかたちで(敵対的ではなく)関与しており、今後するであろうすべての存在を断罪し抹殺しようとする意図を内包していることは否定できない。その生きた証拠のひとつは、四八年一月一六日の開廷前に、徳島大学本部を訪問した△補助△参加人・池内白痴にたいして徳島大学当局が脇坂学生課長の指揮下にふるつた破廉恥きわまる暴行である。この暴行を受けたことが、単なる傍聴人志望者から確固たる△補助△参加人へと同人が変化する

資料11

補 充 書

△補助△参加人 徳島市南蔵本町二丁目九の五

山本光代気付 森 曉 男

昭和四七年行ウ第四号事件に關し、昭和四八年一月一六日(巡)地裁六号法廷モービウス空間に關して△補助△参加を申立てましたが、その原因に關して左記の如く補充致します。

原告者に対する徳島大学当局の処分理由の一つは、教養部において一九七〇年六月一五日より自治会決議で行なつた時、授業妨害を行つたことですが、学生自治会決議に基づき、原告人と当時同様の立場をとりつつ授業参加拒否が呼びかけました。原告の行為も私と同様の立場に近いものであり、もし、処分理由にこのような事項が認められれば、正当であると思われる自治会活動に対して社会的標榜として、不利益な標榜がされることになり、重大な利害關係を有するものです。従つて私は原告人と同レベルに近い補助参加をする資格を十分に有するものと思ひます。

大学当局の不当な、闘う教官、院生、学生への取り扱ひが日常時となつて現在に至つては、被告人がいかなる形で、この三者に對して(従つて三者はこの場合全く一体であります)不当な不利益を押しつけてきたかをはつきりさせ、大学における、三者の全く不当な立場を守る必要がこの三者にはあり、それが無い限り、この裁判は十分な審議を行ひ得るとは言い難いものです。全ての△補助△参加者を認めるよう要請します。

昭和四八年二月二八日

大きな契機のひとつである。山本光代および浜本多恵子にたいして徳島大学当局が不断に行使しつつかある物理的・精神的なさまざまの暴力は、同人をも含む(非敵対的)関与者を、すべてモービウス空間に引き入れずにはいない。△処分者△および有形無形にそれと協力するすべての個人および機構によつて、モービウス空間は無限に拡大されつつある。この空間のなかにおいて、△処分者△に協力すまいとす者は、すべて△被処分者△の資格を潜在的に内包している。以上によつて△補助△参加申請の原因は、火を見るよりも明らかである。

昭和四八年三月八日

徳島地方裁判所 御中

資料13

補 充 書

△補助△参加人 徳島市南蔵本町二丁目九の五

山本光代気付 山 田 幸 和

昭和四七年行ウ第四号事件に關し、昭和四八年一月一六日(巡)地裁六号法廷モービウス空間に關して△補助△参加を申立てましたが、その原因に關して左記の如く補充致します。

一、は浜本多恵子に同じ
二、本訴訟は言うまでもなくここ数年来世間の耳目を集中させた大学における機構、教育等の大学の持つ内部的あるいは社会的な機能への告発である全国学園闘争の一つである徳島大学のさまざまな行為に起因している。私は、七〇年に徳島大学に入学以来、山本教官をはじめとする多くの人達と共に行動を同じくしてきた。

本訴訟は、ただ単に、山本教官の処分停止ということに止まらず、その処分を出した責任者であるところの徳島大学北村義男の是非を問うものとしてある。それ故、山本教官らと共に、大学に存在する者としてその大学の体制の矛盾を告発し、また告発しつづけるその行為が、徳島大学においていかなる評価をうけるのかということは、浜本多恵子氏が処分されたことを見ればわかるように、私にとっても深いかかわりをもつ問題であり、その結果に大きな利害を有するものである。

昭和四八年二月二十八日

徳島地方裁判所 御中

資料 14

補 充 書

△補助▽参加人 徳島市南蔵本町二丁目九の五

山本光代気付 佐藤 励

昭和四七年行ウ第四号事件に関し、昭和四八年一月一六日(巡)地裁六号法廷メービウス空間において△補助▽参加を申立てましたが、その原因に関して左記の如く補充致します。

以下同文

昭和四八年二月二十六日

徳島地方裁判所 御中

資料 15

補 充 書

△補助▽参加人 徳島市南蔵本町二丁目九の五

山本光代気付 中野 弘子

昭和四七年行ウ第四号事件に関し、昭和四八年一月一六日(巡)地裁六号法廷メービウス空間において△補助▽参加を申立てましたが、その原因に関して左記の如く補充致します。

(1) 参加人は原告山本光代さんと共に昭和四四年以来ずっと同じ研究室(栄養化学教室)で科学論の研究をしてきた。

(2) △私▽達がなげかけた問題に対し、徳島大学当局は何ら答えることなく、問題をなげかけた者を抹殺するという、マフィア的対応を一貫して取ってきた。

(3) 原告山本光代さんの免職処分と時を同じくして参加人も研究室から出ていくように通告された。

(この件に関しては現在仮処分申請(昭和四八年(ヨ)第一五号事件)中です)この仮処分申請の琉乙第一号申述書に「徳島大学紛争に山本光代と共にアクティブに参加」と名取教授が書いてるように山本光代と共に行動したが故に参加人を徳島大学から抹殺しようとしている。

以上の理由から、また更に徳島大学が参加人を原告山本光代と込みにしてあつかっていることから明らかのように、参加人はこの裁判の結果に対して利害関係を有する。

昭和四八年三月八日

徳島地方裁判所 御中

資料 16

昭和四七年(行ウ)第四号

決 定

徳島市南蔵本町二丁目九の五 加藤方

原 告(被参加人)

東京都千代田区霞が関二丁目一番二号

被 告

右代表者総裁

徳島市新蔵町二丁目六

被 告

東京都千代田区霞が関一丁目一番一号

被 告

右代表者法務大臣

徳島市南蔵本町二丁目九の五

補助参加申立人

同所 補助参加申立人

山 本 光 代

人 事 院

佐 藤 達 夫

北 村 義 男

国 中 伊 三 次

山 本 光 代 気 付

浜 本 多 恵 子

弘 瀬 正 彰

坂 本 啓

宮 田 和 一

森 暁 男

池 内 白 痴

山 田 幸 和

佐 藤 励

中 野 弘 子

山 村 清 文

右原告被告間の当方昭和四七年(行ウ)第四号行政処分取消請求事件につき、右補助参加申立人らから原告を補助するために補助参加の申立がなされたところ、被告らはこれに対し適法に異議を述べたので当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

本件各参加申立を棄却する。

申立費用は申立人らの負担とする。

理 由

一、補助参加申立人(以下「参加人」という)らの参加の原因(理由)は別紙記載のとおりであり、参加人らの参加申立形式が民法六四四条所定の補助参加であって、行訴法二二条所定の訴訟参加でないことは、その陳述により明白である。

二、そこで、参加人らが本件訴訟の結果について利害関係を有する

第三者であるか否かについて検討する。

(1) (本件懲戒(休職)処分を受けた原告が参加人浜本の大学院在学期間延長申請に際し、その保証人となったことが、被告徳島大学学長の右申請に対する不許可処分の理由となっている点を参加の理由とする点について)

まず一件記録によると、原告は、本訴において、被告徳島大学学長が同大学医学部助手である原告に対してした昭和四六年一月四日付懲戒停職六カ月なる処分および被告人事院が昭和四七年九月一九日付でし、右懲戒処分に対する審査請求を却下した処分がそれぞれ違法であることを主張してそれらの取消を求めているものであるところ、参加人浜本の陳述によれば、被告徳島大学学長が大学院生である右参加人に対してした昭和四

七年三月一五日付在学期間延長申請に対する同月三〇日付不許可処分理由は申請人たる右参加人の保証人になった原告が本件懲戒処分を受けて停職中であつたので、このような保証人を選んだ右参加人には成業の見込がないとされたためであるが、もともと原告に対する右懲戒処分は適正な手続も履んでいない違法不当なものであるから、右参加人としては、もし原告が本訴において本件懲戒処分が正当であると判断され敗訴したような場合のことを考えると本件訴訟の結果につき重大な利害関係を有するものである、というのである。

そこで、按ずるに、右参加人の陳述自体必ずしも疎明方法により明らかにされたものではないが、いま右陳述のみによって主張の可否を検討するに、一般に「訴訟ノ結果ニ付利害関係ヲ有スル」(民法六四四条)とは、訴訟の結果すなわち当該訴訟の訴訟物たる権利の存否について(従って、単に判決理由中で前提問題として判断される事実や法律関係の存否は訴訟の結果とはいえない)法律上の利害関係(従って法律関係と直接関係のない経済上、社会上その他事実上の利害関係では足りない)を有することを指すと解すべきであることは、その文言および民事訴訟制度の目的に照らし明白である(通説)。いま、これを本件の場合に照らしてみると、右参加人は、「本件訴訟の結果」すなわち「被告徳島大学学長のした本件懲戒処分取消等が裁判所によって取消されか否か」について「法律上」の利害関係を有する者とは解し難い。すなわち、右参加人としては、仮に万一被参加人原告が本訴において敗訴したとしても、そのことと故に特段被参加人から法律上の追求を受ける立場にあると

は考えられないし、右参加人と被告徳島大学学長との関係についてみても、仮りに本訴判決の理由中において、原告が違法に受けたという懲戒処分の適否について論及したとしても、そこで出された結論は何ら右参加人に訴訟法上、実体法上の効力を及ぼすものではないのであるから、その間に特段法律上の利害関係を見出すことは困難である。

(2) (その他の点を参加の理由とする主張について)

- (ア) 被告らが被参加人原告に対してした処分は参加人らの生存そのものを畏縮させ圧迫するものである(各参加人共通)。
- (イ) 被告徳島大学学長を筆頭にし、徳島大学当局は昭和四五年懲戒処分をし、昭和四七年三月参加人浜本の大学院在学期間延長申請を許可せず、昭和四八年一月原告を懲戒免職処分にし、同じ頃研究生である参加人中野に対し研究室から出て行くように通告しているが、これらは徳島大学当局が闘う教官、大学院生、学生らに対してした不当かつ強権的な学内治安管理体制強化による政治処分にはかならず、参加人らは原告と同じ立場でこれらの処分を絶対に許すことができないし、徳島大学当局を追求する同一の利害関係を有している(参加人浜本、同弘瀬、同山田、同佐藤、同中野)。
- (ウ) 徳島大学当局は参加人らを原告の共犯者とみている(参加人浜本、同弘瀬、同中野)。
- (エ) 本件懲戒処分の理由の一つは原告が昭和四五年六月一五日

徳島大学学生自治会が決定したストライキに参加し、授業を妨害したという点にあるところ、参加人森は当時右自治会の委員長であり、このような事項が処分理由として認められれば自治会活動に対しても不利益な社会的評価を受けることになる。

(ナ) 徳島大学におけるこのような懲戒処分は、同大学の一人の学生として許せない(参加人宮田)。

(カ) 本件懲戒処分がそのまま強行されるならば、我々大学教官はすべて首を切られるかもしれない(参加人池田)。

(キ) 参加人中野は昭和四四年以来徳島大学医学部栄養科学教室において原告とともに研究をしてきたが、昭和四八年一月原告が懲戒免職されたと同じ頃徳島大学当局から徳島大学紛争にさいし原告とともに積極的に参加したことを理由にして研究室を出て行くように通告され、これに対し被告徳島大学学長ほか二名を相手として研究室使用禁止処分停止の仮処分申請をなし、現在当庁に昭和四八年(ヨ)第一五号事件として係属中である。

参加人らが本訴に補助参加するについて利害関係があるとする点は以上のとおりである。

しかし、民法六四四条所定の利害関係とは法律上の利害関係でなければならぬこと前記説示のとおりであるところ、右に陳述されたような事情はいずれも未だ法律上の利害関係ということではない。元来、民事訴訟ことに行政訴訟は紛争の個別的、相対的解決を原則的な建前としているのであって、参加人

が主張するような心情上の理由の故に直ちに当該訴訟上当事者に準ずるような立場を取得できるものではない。訴訟手続の問題は制度上の問題であつて、その例外を認めることは困難である。

従つて、右参加人の理由もまた失当である。

三、よつて、参加人らの本件補助参加の申立はいずれも理由がないからこれを棄却し、申立費用の負担につき民法九四九条、八九条を適用して本文のとおり決定する。

昭和四八年三月三十一日
徳島地方裁判所第二民事部

裁判長裁判官 畑 郁夫
裁判官 葛原 忠知
裁判官 横田 勝年
(別紙は前記補充書と同じため省略します。㉟研)

資料17

昭和四七年行(ウ)第四号
即時抗告申立

原告 山本光代
被告 人事院
徳島大学長

昭和四八年五月五日

右八補助参加人 徳島市南蔵本町二丁目九の五
山本光代氣付 浜本多恵子

右当事者間の徳島地裁昭和四七年行(ウ)第四号事件について、昭和四八年三月三十一日、徳島地裁が八私Vに対して行った八補助V参加申立棄却決定は不服であるので左のとおり抗告を申立てる。

抗告の趣旨

徳島地方裁判所(以下〇〇と略す)昭和四七年行(ウ)第四号事件につき、昭和四八年三月三十一日、〇〇が申立人に対して行った八補助V参加申立棄却決定はこれを取消す。

抗告の理由(その一)

原決定は、八補助V参加申立人八たちVを八ゴミV視して八審理V空間から一掃しようとする意図のものであり、申立人八たちVへの原決定の送達と本件第二回口頭弁論期日の決定を引き替え条件にしていることは憲法三二条の侵害である。八法廷Vの「管理の美学」のためになされた原決定は違憲である。

即ち〇〇は本件第一回口頭弁論を昭和四八年一月一日に行つて以来、今日に至るも期日を定めず、その理由として「原決定が申立人八たちVに全部受け取られるまで次回期日は決めない。決めてはしければ早く原決定文を取りに来い。」と言っている。これは明らかに一・一六〇〇まつりメービウス空間に八原告V八補助V参加人が複数登場したことに對する当日の畑裁判長らの出廷拒否(三〇分間の開廷遅延と同様の制裁である)。

申立人八たちVが八補助V参加申立当初明らかにしたとおり、「天下の徳島大学」が原告に加えた懲戒処分停職六カ月の制裁は、個別原告にとどまらず八原告V八山本Vに対して広く加えられており、そのことがまさに〇〇で八審理Vされるべきであることを主張して

いる時に、申立人八たちVの〇〇メービウス空間からの抹殺を計り原告と分断せんとするのは、八審理Vを始める前からその結果を出してしまつて〇〇の子断と偏見の故であるといわざるをえない。本件八処分Vの本質を明らかにするために八補助V参加人八たちV八原告Vの複数の〇〇メービウス空間への登場が必須である。原告が迅速な八審理V進行を望んでいるのをタネに次回八審理V期日決定と原決定の八受理Vを引き替えにしようとするのは憲法三二条を遵守すべき〇〇の取るべき態度ではない。

申立の理由(その二)

八徳島大学Vを八大学Vたらしめている唯一の支柱たる八処分Vの連鎖の中で、一九七一年八山本V停職処分はそれ以後八徳島大学Vが徳島県警の応援をも受けつつ八原告Vたちに対して強行して来た八行政処分V、八刑事処分V、八……処分Vの全てを正当化するキイ・ポイントとしてある。すなわち、八徳島大学Vにとっては、一九七一年八山本V停職処分が正しいゆえに、八山本Vを「保証人」として在籍延長願した申立人を、身分「消滅」処分したのは正しく、八処分Vに異議申立し続けている八山本Vの一九七三年再処分懲戒免職処分はさらに正しく、ようやく「部外者」となさしめたつもりの八山本Vと八浜本Vが八徳島大学Vに八存在Vしているのを発見すれば教授たち自ら日常的に暴行を加えるのもっと正しく、八山本Vと八浜本Vを「常人逮捕」して県警へ引き渡し、又、県警をして八私V物を押収せしめ、これを「国有財産」化しようとするのはさらにさらに正しく、よつてもつて八私Vたちに対し法律上、社会上、経済上、肉體上、心情上、……上の不利益を強いているのである。

従つて、申立人は、昭和四七年徳島地裁行(ウ)第四号事件の訴訟結果につき、法律上のみならずあらゆる八事実V上の利害関係を有するために、八徳島大学Vにおける八被処分者Vとして本件について「個別的、相対的解決」を求めて八補助V参加を申立てている。以上により即時抗告を申立てる。

添付資料

- 一、徳島地裁昭和四七年行(ウ)第二号事件、乙第一一号証
- 二、同右第四回口頭弁論調書(昭和四八年四月二十七日)
 - ―追つて提出する―
- 三、昭和四七年行(ウ)第二号及び同第四号事件をめぐる一九七三年五月三日以降のメービウス空間記録
 - ―追つて提出する―

- 四、昭和四八年四月一三日徳島県警が不当押収し現在に至るも還付しない八私V物目録
- 五、昭和四八年一月二四日、八徳島大学V医学部大塚久教授が申立人を負傷させた時の診断書

番外資料

徳島大学評議会 殿

昭和四八年六月一六日

徳島市南蔵本町二丁目九の五 山本光代 印

昨日、昭和四八年六月一五日の六月第三金曜日徳島大学本部方舎前八 Vポーチにおいて、吉田庶務課長、宮本玄関八裁判長V、多数の黒メガネ八評議員V、その他大勢の八登場人物V達と共に、

定例評議会を開催中、「京都市左京郵便局引受(四三三―五四三)の書留便中で京都大学評議会のいう八委任状V」を確かに提出致しました。貴評議会がいまだ受領されぬ場合は不作為で、確かに受領された場合はその旨の通知を行政不作為で下記提出人に対して御八通知Vなされますよう要請します。提出人

提出人 神戸市灘区赤松町一丁目一番地

松下昇気付 山本光代

以上

私の陳述に必要な記録その他関係資料の提出の通知

(その二十一)

- 一、昭和四八年六月一五日徳島市新蔵町二丁目六、徳島大学本部庁舎正面玄関入口八 Vポーチのコンクリート地面上に提出された八京都大学V評議会あて八委任状V在中の部外校封書 一通
- 二、八処分Vの色紙 一八山V
 - 八処分Vの喚気 一八空V
 - 八処分Vの睡気 一八海V

三、左記の時・空間をそのまま差し出しますから受取り願います。

- (a) 昭和四八年六月一七―二三日まで、天下の徳大医学部梶本大八薬理学V実習におけるV〇〇六号法廷八、同足立大八産科婦人科学V講義におけるV〇〇六号法廷八。
- (b) 八 n V本処分を祝う交 交祭
- (c) 八処分審査過程V奪回、V処分八の根拠性の追求、不可視のバリケード・連合八陳述V大会。

もはや日常的に行なわれている、国家・法権力とその体现者による、人間とその思想に対するかくも不当な抹殺行為を、これ以上許しておくわけにはいかない。河村氏と学生諸君の苦しめたたかに、さらなる支援と連帯を訴える。

・ 関東学院当局による再度の学生五名の除籍処分を弾劾する。

教育が不毛と云われる今日、誰もが、教育とは何かを問い、かつ問われているはずである。しかし、その内容が問われるほどに、いわゆる。人間の尊厳を高める、ようならぬものではなく、なつてきつた。今日の資本制社会、とりわけ我が国では、人が人を蹴おとし選別する手段として教育が位置づけられているのが現実である。東大闘争は、医学部の学生処分が闘争の契機となり、大学という象牙の塔は、実にこれが権力支配機構として位置し、今日の社会の最も腐敗した内容をもつ人民支配の道具である事を暴露したのであった。

ここ関東学院大学においても、四十七年一月、授業中教室内で演説した事が「緊急措置要綱」に違反するという理由で四名の学生が処分されたのであるが、このことは河村氏が一年余にわたり、岡本学長および大学当局に対し、教育者の良心をかけて抗議してきた問題であった。しかるにあらうことか、河村氏に対する処分という形で応えたばかりか、本年六月の学内デモ等を理由に、さらに五名の学生が七月四日付けで除籍処分されたのだ！ いったいこれはなんだ？ 教育の場において教育を忘れ、管理運営の側面だけで学生を

何人でも処分し、追放してゆく姿勢はまさにファッショ体制であり、学問の自由を公言し、真理を重んずる大学のあり方とは天地の隔りがある。

岡本学長、そして積極的にあれ、消極的にあれ、処分に加担した教授諸氏に問いたい。なにゆえにかくも重い処分を次次としなければならぬのか。処分すること、そして処分されるということの内実の重みとおそろしさをわきまえているのか。少なくとも、教育は、教師と学生の相互作用の中で、両者が前進する事を前提として成り立つものではなかったのか？ かくも初歩的な問いかけすら現実に通じなくなっている今日の関東学院の姿は教育の場を装った私企業と化しており、大学にとって都合よく且つ社会の要請に応じた人間だけをつくる事を目指しているとしか云いようがないのだ。全国の大学闘争を通じて同様の問題が提起されては、国家権力機構と一体化した大学管理者によって、まさに暴力的につぶされていった事を忘れまい。然し我々は教育とその腐敗が存在する限り、何度でも同じ問題をつきつける事をやめないであろう。

関東学院大学新聞会による連帯宣言

△河村助教授裁判闘争を開始！

支援・連帯の闘いを構築しよう！

六月十五日、河村助教授から、大学当局による不当処分に対し、裁判闘争を開始するにあたっての決意表明がなされた。我々新聞会は、学生処分と同時に、河村助教授をはじめ、三名の教職員の処分

撤回の闘いを強化し、勝利するまで闘いを貫く為、あらゆる支援の活動と連帯した闘いを行うことを宣言するものである。

河村助教授は、六八年以来、学生による学問、研究―教育機関としての大学の存在意義をめぐっての学園闘争を共に担い、七一年学費値上げ阻止闘争、自治会問題においても、大学当局からの弾圧や国家の暴力装置に抗議する闘いを行い、緊急措置要綱の適用による学生の処分に反対してきました。同氏は、学内非暴力宣言以後、緊急措置要綱が、学生の正当な武装に対し、現象のみをとらえ、国家の暴力には一切ふれることなく、一般的な暴力否定に終っていることを鋭く批判しつつ、こうした緊急措置要綱が、大学当局者の学内管理、支配を目的とし、まさに支配階級と一体となった学生、教職員に対する弾圧の武器としてあることを主張し、要綱に基づいて学生が、授業を討論に切り換え、問題の追求を行おうとしたことを、授業妨害したという理由で処分したことに反対してきたのです。そしてその手段として授業ポイコットを行い、闘ったのです。しかし、当局は、学内の秩序回復（表面的）のみを追求し、授業ポイコット以降、自宅研修、教授会等、全ての会議の出席停止、単位認定権の剥奪という弾圧を行ってきた。

我々は、河村助教授の闘いが、問題の核心をついているからこそ大学当局が同氏の処分を強行し、自らの権力と一体となった管理者の姿を隠べいしようとしていることを暴露し、学生の処分に対する闘いと、こうした教職員の闘いが強固に結合し、共に拡大させていかなければならないと考える。

同氏も述べているように、法廷闘争が最良の方法ではないにしても、その闘いの意義は大きいし、大学当局への攻撃の一つとして、

強固に推進させなければならないだろう。

ここ三年間にわたって、二度までも、半年間の自宅研修が延長されるという攻撃の中で闘いを貫き、更に、その闘いの前進を勝ち取るうとしていた河村助教授に対し、我々は万雷の拍手と、固いスクラムを組み、あらゆる面での支援の活動と、連帯した闘いを行わねばならない。法廷闘争においては、資金も多額必要とされてくるが、資金カンパを含め、支援の活動を開始しようではないか。

（関東学院大学新聞 七月五日号）

「支援する会」への入会要請

本格的に裁判が始まります。今後ニュースで、資料、裁判の論理、公判の過程、状況等を掲載し報告していきます。河村氏と連帯し、共に闘う方々の入会を呼びかけます。

裁判闘争を実質的に展開してゆくに際し、裁判費用を含めてかなりの闘争資金を必要とします。毎月五〇〇円の会費を予定して下さい。

（連絡先）

東京都渋谷区渋谷一の一三の五 日本国土興業ビル内

渋谷総合法律事務所 気付

「河村助教授の学園復帰を支援する会」

△追記▽ 資金カンパ中間報告

八年五日現在、夏期一時金カンパとして、河村氏の同僚、学生、友人多数から一七万五千円が寄せられました。全額、訴訟

費用にあてさせて頂きました。詳細な会計報告は逐次紙上で行っていきます。

資料

訴状

神奈川県厚木市緑ヶ丘四丁目五番一一二号

原告 河村 隆 二

右原告代理人

弁護士 秋本 英 男

同 中川 明

同 中島 通 子

同 福田 拓

同 藍谷 邦 雄

神奈川県横浜市南区三春台四番地二

被告 学校法人関東学院

右代表者理事長 加藤 亮 三

神奈川県厚木市久木五丁目五番二六号

被告 岡本 正

数学権確認等請求事件

訴訟物の価額 略

貼用印紙額 略

請求の趣旨

一、原告と被告学校法人関東学院との間において、原告が被告学校法人関東学院が設置する関東学院大学全学教授会・同大学工学部

教授会・同部教室会議その他の委員会に出席する権利並びに関東学院大学に在学する学生に対し教授・実習・研究の指導をする権利を有することを確認する。

二、被告学校法人関東学院は原告に対し、金一八〇、〇〇〇円及びこれに対する訴訟送達の日から完済に至るまで年五分の割合による金員並びに昭和四八年七月以降原告が関東学院大学工学部二部の講義を担当するに至るまで毎月二四日限り一カ月金一二、〇〇〇円の割合による金員を支払え

三、被告らは各自原告に対し、金一〇〇、〇〇〇円及びこれに対する訴訟送達の日から完済に至るまで年五分の割合による金員を支払え

四、訴訟費用は被告らの負担とする

との判決並びに二、三項に限り仮執行の宣言を求めらる。

請求の原因

第一、原告の地位

原告は、昭和三八年一〇月一日被告学校法人関東学院（以下単に被告関東学院という）が、設置する関東学院大学工学部の助手として被告関東学院に雇用され、昭和四二年四月一日同助教教授となり、関東学院大学に在学する学生の教授・実習・研究の指導をして今日に至ったものである。

第二、本件の経過

一、関東学院大学では昭和四六年夏頃より同大学学生の入学金・授業料を昭和四七年度より値上げする旨企図していたところ、右事実を知った同大学学生らはこれに反対して昭和四六年秋から翌四七年はじめにかけて、所謂授業料値上げ反対闘争を行っ

た。

二、右大学が設置する全学教授会は、右学生らによる授業料値上げ反対闘争の激化等に対処して、昭和四七年一月二二日「不法行為に対する当面の緊急処置要綱」（以下単に「緊急処置要綱」という）を原告らの反対にもかかわらず強行可決し、同日これを実施するに至った。

三、昭和四七年一月二五日右大学工学部生石島豊久外三名が右大学において授業が開始されるにあたって数分間演説したところ、同月二七日右大学全学教授会は、右学生ら四名の右行為が「緊急処置要綱」第三の五に該当するとして、原告らの反対にもかかわらず右学生ら四名を除籍する旨強行決定し、同日これを執行した。

四、原告は、右「緊急処置要綱」及びこれに基づく右学生ら四名を除籍処分が学問・研究の場たる大学としてなすべき教育的配慮を著しく欠き、又、自己の教育者としての良心にも反していると考えたので、同年一月二九日右学生ら四名に対する除籍処分を抗議しその撤回を求めて、原告が、担当していた学生に対する教授・実習・研究の指導のうち、一部（昼間部）の物理実験及び二部（夜間部）の物理学・連続体力学を除いてこれを放棄（ボイコット）する旨当時右大学学長代行であった被告岡本正、同大学工学部教授会その他に対し通告し、これを実行した。

第三、被告らの原告に対する処分

一、工学部教授会の処分

右大学工学部教授会は、原告に対し昭和四七年二月一七日、原告が右「授業ボイコット」を続ける限り、「緊急処置要綱」

にもとづき、(一)全学教授会・工学部教授会・教室会議その他の委員会への出席を禁止し、(二)教授活動（担当授業科目（一・二部とも）の講義・単位認定権を含む）を禁止する措置をとる旨決定し、直ちにこれを原告に通告した（以下単に工学部教授会処分という）。

原告は、右通告を受けて熟慮した末同月二一日、昭和四七年四月以降は右授業ボイコットを取りやめ右大学所定のカリキュラムに従って授業する旨被告岡本、工学部教授会に対し通告した。

二、被告岡本の処分

(1) しかるに、昭和四七年三月二四日被告岡本は突如として関

大総発第一二八号なる文書をもって原告に対し、

(一) 昭和四七年三月二七日から同年九月三〇日まで自宅研修

をすること

(二) 昭和四七年二月一七日付工学部教授会文書で決定した事項を再確認すること等を内容とする処分を一方的に発した（以下単に第一次処分という）。

(2) 原告は、右処分は一方的で無効・不当なものであるとしてこれを争っていたところ、昭和四七年四月右大学学長となつた岡本は、昭和四七年八月初旬頃原告に対し、(一)「緊急処置要綱」及びそれに基づく学生の「処分」について原告が同年三月二七日以前になしたような実践活動・組織活動・宣伝活動はさし控えること、(二)右(一)に反した場合には、いかなる処置をとられてもそれに無条件に従うこと、(三)三項目について昭和四七年七月末までに文書により回答することを求め、原告

が同年九月五日付文書で右第一次処分の根拠・研修報告書提出要求の根拠等を質問したところこれを挑戦とみなし同年九月一八日付文書をもって原告に対し、再び、(一)同年一〇月一日から翌四八年三月三十一日まで自宅研修をすること、(二)同年二月一七日付工学部教授会文書で決定した事項を再確認すること等を内容とする処分を一方的に発した。(以下単に第二次処分という)

(3) のみならず、被告岡本は昭和四八年三月一七日付文書で原告に対し、(一)昭和四七年二月一七日付工学部教授会の決定の原因をなした原告の行動を反省し公式に遺憾の意を表明し、以後工学部教授会の方針に完全に忠誠に従うことを明確にすること、(二)「緊急処置要綱」を忠実に完全に遵守することを公然と誓約すること、(三)被告岡本がとる学内暴力及びそれに関する宣伝煽動の禁止、規制方針に対する誠実な遵守を誓約すること、(四)以上に反する場合には右大学が決定するいかなる処置にも服することを明確に公然と表明すること、(五)自宅研修について報告書を提出すること、の五項目について昭和四八年三月二八日正后までに文書により回答することを求め、原告が、これを原告の思想・良心の自由を侵す不当なものであることを理由としてその回答を拒んだところ、同年三月二八日付文書をもって三たび原告に対し、(一)同年四月一日から同年九月三〇日まで自宅研修をすること、(二)同年八月三十一日まで前記五項目についての諾否を文書で回答すること等を同容とする処分を一方的に発した(以下単に第三次処分という)。

三、被告関東学院は、前記各処分にもつき昭和四七年四月以降原告が請求の趣旨第一項記載の権利を行使することを妨げて今日に至っている。

第四、工学部教授会処分及び第一及第三次処分の無効

一、(1) 「緊急処置要綱」は左の理由により無効である。
(イ) 授業時間中の演説等をも絶対的に禁止する内容を含み、かつ大学自治の構成員である学生の発言権を一切認めない点において憲法第二一条および第二三条に反する。
(ロ) 大学自治の構成員である学生を排除して教授のみで一方的に定めた点において憲法第二三条に違反する。
(ハ) 要綱違反者に対して免職・除籍処分をなすに際して、違反者に何ら告知・弁解・防禦の機会を与えず一方的にこれをなすことを許すことは憲法三一条が保障するデュー・プロセスの精神に反する。
(2) それ故、「緊急処置要綱」にもつき、かつ大学としてなすべき教育的配慮を著しく欠いた右処分に抗議しその撤回を求めてなした、原告の「授業ポイコット」は正当である。よって原告に対する前記処分は無効である。
二、仮に「緊急処置要綱」が有効だとしても、原告の行為は「緊急処置要綱」いずれの条項にも該当しないから、前記各処分は無効である。
三、仮に工学部教授会処分が有効だとしても、原告は昭和四七年二月二一日、同年四月以降の授業ポイコットを取りやめる旨通告しているから、授業ポイコットの中止を解除条件とする工学部教授会処分は、同年四月以降その効力を失ったもの

である。

四、被告岡本のなした各処分は、いづれも処分権限なくしてなされたものであり、又、原告の思想・良心の自由を侵害するものであるから無効である。

第五、損害の発生

一、賃金の一部の請求 略 〓

二、慰藉料の内金の請求 略 〓

第六、結 論

よって原告は、工学部教授会処分及び第一及至第三次の各処分が無効であるから請求の趣旨第一項の各権利があることを確認し、かつ被告関東学院に対し昭和四七年四月から昭和四八年六月までの夜間手当合計金一八〇、〇〇〇円及びこれに対する訴状送達の日から完済に至るまで年五分の割合による遅延損害金並びに昭和四八年七月以降二部の授業を担当するに至るまで毎月二四日限り一カ月金二一、〇〇〇円の夜間手当金の支払いと被告らに対し各自金一〇〇、〇〇〇円の慰藉料の内金及びこれに対する訴状送達の日から完済に至るまで年五分の割合による遅延損害金の支払いを求めて本訴に及んだ。

立 証 方 法

口頭弁論において提出する。

附 属 書 類

昭 和 四 八 年 七 月 六 日

横浜地方裁判所民事部 御中

原告代理人 略 〓

京都から 「乞食」に再考を促す

いまや益々竹本問題は焦眉の急を告げている。

最近文部事務次官が京都大学を一週間もうるつき、大学当局にテコ入れを行っている。一方経済学部においては学生の正しい追求の前に評議員の一角がくずれ教官協議会メンバーの中にも動揺が出はじめた。

このときにあたり京大正前付近に「乞食」が現われ、岡山大学の不当な処分をパロディー化している。大学が理性を失って体制に埋没していることについては、岡大に限らない。京大でも八清風荘事件に見られるように警察と権力にひざまづいている。したがって「大学」をパロディー化し、やゆしたい気持は理解できないわけではない。

しかし京大では、このような「大学」の不当を許さず、「大学」に対する追及の手がゆるめられていない。このような時に「乞食」をパロディー化してすます態度は敗北主義以外の何ものでもない。不当な処分に対しては、真正面から戦うことこそが現在要求されていることなのである。我々はこのような見地から「乞食」の態度を批判せざるを得ず「乞食」に再考を促すものである。

それとも△乞食▽が戦いにとって特別の意味を持つのなら、その意味がわかるように明白に説明ねがいたい。

京都大学教職員有志

△乞食▽に再考を促すを△ △化する

いまや益々n本問題(△竹▽本、△坂▽本、△山▽本……を含む)は焦眉の急を告げている。最近、文部事務次官が大学をうるつき回り、大学当局にテコ入れを行ない10月31日には岡山大学をして坂本氏とその家族を官舎から叩き出すべく官舎明渡し訴訟を起させている。一方、警察、裁判所、人事院、大学においては、可視・不可視の領域をかかえこみながら△大学闘争▽後も、しつように展開されてきた△ △闘争、その展開としてのn本闘争(△竹▽本氏△代理人▽闘争を含め)、nのはらむ不確定性におびやかされ、動揺が増幅してきている。このときにあたり、京大正門付近に△乞食▽に再考を促す、という立看が現われ、△乞食▽をパロディー化しようとしている。教官が自己を見失って体制に埋没していることについては、反動教官や進歩的教官に限らない。「何とか教官」の間でも六・二八警察権力導入によって△竹▽本処分△代理人▽問題を乗り切らんとした前田敏男大総長トバクの前に、△竹▽本問題の要たる△代理人▽闘争から目をそむけようとする部分が出はじめていることは想像するに難くない。従ってn本処分△代理人▽問題を託されて全国△巡礼▽に出てくる△乞食▽をパロディー化し、やゆしたい気持は理解できないわけではない。しかし△ △▽では△ △▽

に対する△処分▽を含め、ありとあらゆる△処分▽を引きずり出し、△ △化する運動展開の追求がなされている。このような時に△乞食▽をパロディー化してすまそうとする態度は△ △闘争に対する敗北宣言であり、権力の強い確定性への屈服宣言なのであるが、それによって△ △を清算しようとすることもまた、不可能以外の何ものでもない。あらゆる処分に対しては、n正面から△ △化することが、現在要請されていることなのである。△私▽はこのような見地から、△乞食▽に再考を促す、を△ △化し、△あなた▽の悪ノリを期待するものである。それとも△乞食▽をパロディー化することが△あなた▽の△処分▽をひきずり出し△ △化するための積極的なイミをもっているのであれば、そのイミを公開されたい。 ……の△代理人▽

△乞食▽と乞食は必ずしもパロディーではなく

パロディーは必ずしも敗北主義的ではない!

竹本処分紛争が真正面のみならず種々の側面から開かれていく京大にn本闘争をかけた乞食が出現し、△大学▽を患んでもらえないために三日やってもやめられないまま、今日に至っている。教職員有志を名乗る謀(ノ)集団は、△乞食▽に再考を促し、△乞食▽はそれに△ △を促している。由々しき事態である。たしかに、竹本はn本ではない。坂本もn本ではない。山本も浜本もn本ではない。滝田も松下も、これはもう読んで字の如く、n本ではありえない。それをn本と称するのは誤りであり、韜晦である。だが、竹本+坂本+山本+浜本+滝田+松下+nはn本である。さらにま

た、△乞食▽や乞食は、それ自体ならパロディーではない。たかが△乞食▽や乞食を内包しえない「竹本闘争」こそが、弱々しさパロディーなのだ。竹本処分のことは(する方もされる方も)△京大におまかせ下さい、という。手代の思想を止揚しなければならぬ。不幸にしてわれわれは弱々しきパロディーだけしか知らず、真正面から追求した相手が(⊕)その他で居直ったとき、その暴力的居直りを撃つようなパロディーを持たなかった。今こそ真に大学をパロディー化し、真の強靱な竹本処分紛争の渦中に△乞食▽をひきずり込め、
乞食を見て再考したn名の教官有志
(註1)乞食の坐る場所として当市は四条河原町その他を用意しております。

質 問 書

△乞食▽に再考を促す、という題の立看の文章について左記の質問にお答え下さい。

一、「△乞食▽」とは△誰▽をまた△何▽を指しているのか、△乞食▽を△ △している△ △は何をイミするか、人を指しているとしたら「△乞食▽」は一人か、二人か、三人か、それともn人か。

二、「△乞食▽に再考を促す」とあるが、△乞食▽に△乞食▽をやめるということか、だとすると△乞食▽に△職▽(△教官▽でもよい)、△宿▽(△公務員宿舎▽でもよい)、△関係▽、△処分説明書▽、△…▽を患んでくれるのか。

三、「竹本問題」とあるが△竹本問題▽をどのようにとらえているか、また△竹▽本問題とn本問題との関連をどのように把握しているか、それとも「竹本問題」に含まれないのか。

四、文部事務次官は京大のみをうるつき京大当局のみにテコ入れしたと考えているか、(岡大が10月31日に坂本氏とその家族を官舎から追い出す訴訟を起したことを知っているか)。

五、「岡山大学の不当な処分」とあるが、「処分」とは△誰▽および△何▽に対する処分をいっているか、また刑△事▽処分(不退三罪三名起訴)を指すか、民△事▽処分(前記宿舍明渡し訴訟)を指すか、人△事▽処分(懲戒処分等)を指すか、それともどのような処分を指すか。

六、△あなた▽(たち)はそれらの処分について△被処分者▽の△代理人▽となることを表明していると読みとれるが(後半「真正面から戦うことが要求されている…」の部分より)、そうとってよいか。

七、「△処分▽をパロディー化してすまそう」とあるが、△何を▽、△すまそう▽のか、△△処分▽を△か、だとしたら△△処分▽とは△すまそう▽ことのできるものなのか。

八、「京大ではこのような△大学▽の不当を許さず、△大学▽に対する追及の手がゆるめられていない」とあるが、この立看を出した「京都大学教職員有志」は△不当を許さず▽、△追及の手をゆるめていない▽主体に含まれているか、いないか、含まれているとしたら、どのように△不当を許さず▽、△追及の手をゆるめていない▽か、現在どうしているか、今後どうするつもりか。

九、「不当な処分」とあるが、処分には△不当な処分▽と△正当な

処分√があるのか、△不当な処分√と△正当な処分√のメルクマールは何か、そのメルクマールを支える共同性は何か、

一〇、「不当な処分に対しては真正面から戦うことこそが現在要求されている」とあるが、「真正面」とはどこか、「真正面」を定める基軸、それを定める根拠、その根拠を支える共同性は何か。

一一、「△乞食√が戦いにとって特別な意味をもつならば」とあるが、「戦い」とは何か、「戦い」を支える共同性は何か、「△乞食√」は「戦い」にとって「特別」でない意味はもっていると把握しているのか、その意味は何か。

一二、「京都大学教職員有志」とあるが、「教職員有志」とは、事務職員、臨時職員を含むか否か、七〇〇七一年岡山、神戸、教員処分人事院審理の代理人を含むか否か。

また本年一〇月五日付『いわゆる六・二八問題と大学の自治』というピラを発行している京都大学教職員有志と同一か、否か、否としたらその構成員は重複するか否か。

一三、……

(註)

以上に対する回答を(乞食)のすわっているすべてのところに公開されたい。

(註)……は『△乞食√に再考を促す』の立看に疑問を感じるすべての人のすべての問いを含む。

『△乞食√に再考を促す』の立看を出した

京都大学教職員有志様

△乞食√